

第一百五十六回会

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第四号

(二四〇)

平成十五年五月二十二日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

久世

公堯君

直嶋

正行君

五月二十一日
補欠選任

荒井

正吾君

岡崎

トミ子君

補欠選任

辞任

小林

元君

シルネン

マルティ君

秀世君

出席者は左のとおり。
委員長

理事

筆坂

秀世君

若林

秀樹君

岩佐

恵美君

山崎

正昭君

阿部

正俊君

国井

正幸君

中川

義雄君

山本

一大君

齊藤

勁君

棒葉賀津也君

山口那津男君

小泉

親司君

平野

達男君

近藤

一保君

愛知

治郎君

荒井

正吾君

加治屋

義人君

木村

仁君

北岡

秀二君

福

渡辺

前原

中谷

久間

田

英夫君

誠司君

周君

元君

会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が國の平和と独立並び

○安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

國務大臣
(防衛廳長官)

石破茂君

國務大臣
(内閣官房副長官)

武見敬三君

國務大臣
(内閣官房副長官)

谷川秀善君

國務大臣
(外務副大臣)

月原茂皓君

國務大臣
(大臣政務官)

福島啓史郎君

國務大臣
(防衛廳副長官)

舛添要一君

國務大臣
(防衛廳長官政務官)

吉田博美君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

佐藤昭郎君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

田中信明君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

増田好平君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

矢野哲朗君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

佐藤幸子君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

谷橋雄平君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

佐藤孝治君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

松井清彦君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

山本香苗君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

池田幹幸君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

岩佐吉典君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

田名部省君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

守屋昭栄君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

西川徹矢君

國務大臣
(内閣官房内閣審議官)

石井隆一君

本日の会議に付した案件

○安全保障會議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が國の平和と独立並び

○委員長(山崎正昭君) 安全保障會議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が國の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員の異動について御報告申し上げます。

去る二十日、直嶋正行君及び久世公堯君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君及び荒井正吾君が選任されました。

また、昨日、ソルネンマルティ君、小林元君及び筆坂秀世君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君、広中和歌子君及び岩佐恵美君が選任されました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林秀樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の若林でございます。

本法案の質疑に入る前に一点だけ、昨日から今日に流れた、北朝鮮のミサイル部品に関してちょっとお伺いしたいと思います。

○若林秀樹君 おはようございます。民主党・新緑風会の若林でございます。

その一つの議題はやはり北朝鮮への対応をどうするかということがあろうかというふうに思いま

す。この米上院の公聴会での発言でありますけれども、まさか九〇%までその部品が流れているというふうに思いませんでした。

私はやはり武器輸出三原則というのはあるわけですが、武器という形での規制というのは余り意味がなくなつてきつてある、やはりキーとなる部品、それをどうやって手に入れるかというのが非常にやつぱりクリルーシャルじやないかなという感じはしているわけでございますが、官房長官は、厳しい規制をしているから大丈夫だというようなお話を昨日の記者会見でされたわけでありますけれども、やはり二つとも二つとも違うのです。

向けの輸出につきましては、現在キヤツチオール規制というものを見いたしております。そういう制度的な昔と違う対応をしておるということをございます。それから、それに加えまして、税関とかそれから取締り当局が連携いたしまして厳しい監視や取締りを行つております。

また、今朝も、失礼しました、今もお話をありますした万景峰号を含めまして日本に寄港する北朝鮮船舶籍の船舶に対しまして、これは北朝鮮船籍の船舶、数相當あるんです、一千隻以上、年間という、大小を含めまして、ということでござりますけれども、これに対しましては、税関とか入管、それから海上保安庁、また警察などの関係当局が連携をして厳正な監視、取締りをまた実行いたしております。

大事なものでござりますけれども、その情報収集行為が違法行為が起らるるに、また違法行為があれば摘発をしようとして、これが委員が今、完全にというような感じの私が申したというふうに今おっしゃいましたけれども、完全になるべく努力をしていると、こういうことがあります。

○若林秀樹君　ありがとうございました。
転用可能な民生部品を規制するというのは、やつぱりかなりこれは難しいことであるというのはもちろん承知の上でございますので、日本だけたいと思っております。

じゃなくて、各国との協調体制等が私はやっぱり必要ではないかなというふうに思つて いるところでございます。

いよいよ本題に入りたいというふうに思つております。

の二院制としての独立性、意義がありますので不備なところ、あるいはあいまいなところについては厳しくまた質問させていただきたいと思いますし、是非とも緊張感を持つて対応していただきたいというふうに思つてはいるところでござります。

を願つてゐるところでござります。

また、防衛庁長官もいろいろ御意見をお持ちでござりますから、お尋ねください。

○国務大臣(石破茂君) 今、官房長官から御答弁あつたとおりだと思います。

私もそのことは去年、随分考えてみました。私

も去年 素議院の有事法制の委員でございました。どうしてこういうことになるのかということを

考えてみたときに、今までPKO法というのがあつた、周辺事態法と、いうのがあつた、テロ特措法

法というのがあつた。どれにしても、自衛隊が海

外において憲法に許された範囲において、もちろん自衛権の行使ではないけれども、外国において

て自衛隊が活動しますよと、こういう法案でした。ところが、今度の法案と、うのは違うは違ひの

だと。武力攻撃予測事態にしても、武力攻撃事態

にしても、まさしく我が國にということで、今までとは違うものがあるのだろう、そこは私は国民

の皆様方に御不安というか御懸念というか、そういうものがお出でる最大の理由なのらう。こうふう

いふものが出来る最大の理由なのだろうといふ。さうに去年、自分は自分なりに結論付けたことでござ

そして、巻き込まれ論というのがあって、この
いります。

話は実は安保のときもあった話で、安全保障条約

を継ぐたとき、そして改定したとき、そのときも巻き込まれる、巻き込まれるというお話をあります

した。やっぱり懸念は共通したものなのだと思います。

でも、安保条約があつて本当に巻き込まれたか
二二二、十七は違ひ。二二三、董ミツガフツ一、

と、いふと、それは違う。安全保障条約があるて、自衛隊があつて日本の平和と独立は守られてきた

ということはありますので、そのところはもう一度きちんと御説明する必要はござりますし、今

廣雅

官房長官から御答弁ありましたように、国民保護法制というものをきちんととするんだということ、どうやって国民が安全に避難をするのかということを一日も早く明確にいたしまして、国民の皆様方に御理解をいただく、まさしく備えあれば憂いなしということがきちんとした形で国民の皆様方に提示されるということが肝要だというふうに思つておる次第でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。
私も、憲法の条文見てみますと、やはり非常事態等への対処についても、これはもうすべて憲法の範囲内で行うことが、これが基本でござります。

ことであるというふうに思っております。

また、今後、事態対処法の整備及び武力攻撃事態等への対処についても、これはもうすべて憲法の範囲内で行うことが、これが基本でござります。

の問題、これはPKO法に絡んでずっと続くわけ
でありますけれども、私は、やはりその解釈とい
うのはあの時点においては国際社会の中で生き抜
いていく日本の知恵だというふうに思つております。

ということは常に検証してまいりたことでござります。

確かに、非常に精密なガラス細工のような論理の組立てはいたしております。しかし、それが運用において本当にできるかできないかということは、私どもの立場いたしましても十分に検討し、吟味し、議論した上でこの法案を出させていただいておるわけでございます。それは、例えて言いますと、武力行使の一体化論とかそういうことが出てくるのだろうと思いますが、私どもとして、現在、集団的自衛権行使するということは、自衛の必要最小限度を超えるのでこれは許されないという立場を維持しておるところでござります。

委員御指摘のように、そういうことがなければ動かないということがないように、きちんと運用できるように検証してまいり、そういうのが私どもの立場だと思います。

○若林秀樹君 ありがとうございました。
今のお言葉の中であつと触れさせていただきたいとすれば、やっぱり政治の怠慢というお言葉がありましたが、私はそういうこともありますから、たんではないか。やっぱり二度と戦争を起こしたことではないという気持ち、それ自体私はやっぱり尊重したいと思いますし、私も戦後生まれですから、そういう気持ちに対して自分の心の中で風化させないようになつぱり努力したいなどいうふうに思つていますし、我々もやっぱりそういう気持ちにあえてさせてきたんではないかという、そういう責任もあるんじやないかと、そういうことをこういふことをよく言つておられるのですね。

次に、武力攻撃事態対応の実効性確保に向けての整理すべき課題として三点をお伺いしたいなと思います。これは直接法案には関係ないにもかかわらず、私はこれが一番重要ではないかななど、とが三点あります。

の意義をどうやってやっぱり再確認していくのか、そして最終的には集団的・国連中心主義と我が国の安全保障との関係をどう整理していくのか、この三つというのは実は余り触れられていないんですねけれども、私はそこをきっちりやらなければいけないと思います。この法案の実効性自体が問われるんではないか、という感じはしているところでございます。

客観的な事実として申し上げたいんですけど、も、本当に今の憲法解釈として集団的自衛権の解釈が世界において主流なのかどうかということですね。いえ、私はそうではないんではないかというふうに思つております。これは憲法九条と武力行使

の問題、これはPKO法に絡んでずっと続くわけありますけれども、私は、やはりその解釈といふのはあの時点においては国際社会の中で生き抜いていく日本の知恵だというふうに思つております。それ 자체は評価しているんですけども、今この時点において、やはりそれを触らずしてどんどん国際安全保障への関与を深めていきますと、どんどん乖離が生じちゃうんですね。気が付くと、法案そのものが動かなくなる可能性は非常に高いんじゃないかなという感じはしております。

既にPKO法においても、武器使用の基準とか、あるいは五原則の問題で壁にぶち当たっているような感じはありますので、この辺についてまず石破長官から、この集団的自衛権の問題について、昨日はそれには抵触しないんだということはつきりおっしゃっていましたけれども、でも一方でこの問題について課題があるのかどうか、お伺いしたいなというふうに思つております。

○國務大臣(石破茂君) 世界の主流はどうかといふお尋ねがありました。何をもつて主流か、何をもつてこれが定説かということは、これはいろんな議論があることなどがございます。ただ、日本の集団的自衛権に関する考え方が、こういう言葉を使うかどうか分かりませんが、私、以前聞いたことがあるんですが、ユニークなものである。ということは、私、以前そういう質問をしたときに、政府の方、どなたから御答弁をいただいて、なるほどそういう言い方があるかというふうに思つたことでございました。

その集団的自衛権というものを議論しないところの法案は動かないのかと、こういうふうにお尋ねをいただきますと、動きます。動くように運用をしていくということだと思っています。それは、周辺事態法にいたしましてもテロ特措法にいたしましても、そのことはぎりぎり考えたことでございまして、法案を作つてもそれが動かなければ何のために作つた法案だから分からぬ。じゃ、その集団的自衛権というものは行使しない、できない

ということでこの法案は本当に動くのかということは常に検証してまいりたことでございます。確かに、非常に精密なガラス細工のような論理の組立てはいたしております。しかし、それが運用において本当にできるかできないかということは、私たちの立場といだしましても十分に検討し、吟味し、議論した上でこの法案を出させていただいておるわけでございます。それは、例えて言いますと、武力行使の一体化論とかそういうことが出てくるのだろうと思いますが、私たちもとして、現在、集団的自衛権行使するということは、自衛の必要最小限度を超えるのでこれは許されないという立場を維持しておるところでございます。

委員御指摘のように、そういうことがなければ動かないということがないように、きちんと運用できるように検証してまいる、そういうのが私どもの立場だと思います。

○若林秀樹君 そういう答弁かなというふうには思いますが、実際の自衛隊のオペレーションになつたときに、これは後ほどちょっとお伺いしたいんですが、本当にそういうことを仕分けしきちつと抵触しないようにやれるのかどうかということについては、だれもやつたことがないわけで、やっぱりその検証というのは必要で、私は集団自衛権を、解釈を見直せということを言つてゐるんじやなくて、客観的な事実としてどうなかということをお伺いしたいわけでございます。

もう一つ、私は、日ごろから感じて、アメリカをある部分ちょっとと長く見ている人間としては、恐らくアメリカの一般国民はほとんどの方が日本同盟に基づいて日本が集団的自衛権行使できないと思つてゐる人はいないと思います。そしてまた、多くの国会議員も多分そうだと思います。これは、日米同盟に基づいて、仮に武力事態、攻撃予測事態になつて、ある程度やつぱり警備行動に走つてゐるときに、第三国から組織的、計画的に攻撃されたときには日本がそれに対して報復できないということは、アメリカ国民にとつてはほとんどやつぱり考えられないことだと思います。これは常

識的に、私もいろんな人の話を聞いて。そうした瞬間、日米関係というのは崩壊します。そして、経済も含めて、私は大混乱を起こすんじゃないかなと。

こういう当たり前のことに対する対応はどうなのかと。うなことを、私は問題を先送りするべきじゃないと思うんですよ。これはやっぱり立法府、行政府ともある意味じや不作為になりかねないということですから、確かに憲法上の解釈もちろん重要な問題もありますんで、そういう問題も現実問題として私はあるんではないかというふうに思つております。

そういう意味では、私は、この集団的自衛権が抱える問題とか、憲法九条から武力行使の問題、これはPKO法に絡む問題です、こういうことについで、内閣として少しそういうことを議論するような協議機関みたいなものをどうなのかなというふうには思います。確かに、内閣法制局というのにはありますけれども、法制局の解釈は内閣の責任においてそれをある部分やっぱり決めるわけですから、そういう部分について少しずつやっぱり議論する必要があるんじやないか、機は熟しつつあるではないかという認識もないわけじやありませんので、もしそういうことについて何かあればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 内閣の立場で、こういうお話をございましたので私からお答え申し上げますけれども、今、防衛庁長官も答弁いたしましたけれども、正に憲法九条の問題なんですね。憲法九条の問題というか、憲法九条があるからこそ、その集団的自衛権の論議というのは日本では非常に大きな議論の対象になつていて、こういうことだと思つています。このことについては、まさに長い間、憲法の在り方といふもの、九条も含めましていろいろな議論があります。今でも両院に憲法調査会ございまして、そこで真摯な議論が行われていると、いうふうに承知しております。そういうことで、やはりこれは、一内閣という

ことだけではない、やはり国民、全国民、国会全體の問題であるということをございますから、やはり国会における議論といふものをもう少し進めていかなければいけないというようになります。それから判断をするときが来るのかなというふうに思つております。いつの内閣になるか分かりませんけれどもね。しかし、そういう時期の早からんことを祈つております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

やつぱり問題の本質を知つている人間が変えるということですが、私は必要ことだというふうに思つております。一昨日のよくな、まあある某党とのお話を聞いていると、ある部分、お互に限界を知りながらやつぱり言葉の遊びをしているなどいふ感じは非常に感じつりますんで、是非ともそれぞれの責任ある立場の人があつぱり問題を先送りすることなく一歩進むということも必要ではないかということを申し上げたいというふうに思つています。

二番目に、日米同盟の意義の確認というんで

しょうか、それについて石破長官にお伺いしたい

面がありますが、私は決してそうは思つてないというふうに思つております。

物事には常にプラスの面とやつぱりマイナスの面があるうかと思います。やっぱり日米同盟に基づいて武力の攻撃に対する抑止力があるんだといふ認識はあるんだと思いますけれども、一方でそれがによるマイナスがあるのかどうか。これは当然

アーリカとの関係がありますんで、アーリカがほのかの国とどういう関係があるかによつてその影響を日本が受けるというリスクも、さつきの巻き込

まれ論といふのはここに依拠している部分がやつぱりあるんじやないか。だれも巻き込まれたくない、リスクは取りたくないというのありますけれども、一方、同盟関係というのは何だったとい

うことがあります、プラスマイナスで初めて同盟関係というのは私は成り立つんではないか。その辺についての、後者の部分に対して私は政府は余りメッセージを發していないんではないかといふ

うに思ひますんで、その辺についての御意見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に私は委員のおつしやるところなんだと思います。昨日、アメリカのあるテレビが取材に参りました、やはりそんな議論をいたしておりました。

私はリスクのない、ノーリスク・ハイリターンみたいな、そんな世界があればとても幸せなことだと思いますが、リスクが全くないということなど思つますが、リスクが生じないように最大限の努力をするんだろうと私は思つています。もちろん、そのリスクが生じないよう最も努力をするわけですが、それは思つています。もちろん、そのリスクが生じないよう最も努力をするわけですが、それは思つています。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

同盟関係というのは、結ぶんであれば、これはプラスマイナスありますから、それを生かしていくかしない。それはやつぱり日米の信頼関係に基づくんではないかなと。関係があればあれこそやはり逆にアーリカは日本に対しても耳を傾けるといふことがあります。非対称的双務条約と呼ぶのが一番正しいのだろうというふうに思つております。それはずなわち、アーリカが日本を防衛をするのだ、日本は基地を提供するのだという意味において提供するものは違いますが、決して片務条約ではない。

そして、日本が置かれている地理的な位置、それがによるマイナスがあるのかどうか。これは当然してまた日本が有しております工業力、それを支える人的な技術力、そういうものを考えてみましても、これはアーリカ合衆国の利益にも十分なうものだというふうに思つております。お互いに国益をどれだけ共有するかということをきちんと考へないと同盟を維持するということは極めて難しかろう。日米安全保障条約というのは天から降ってきたものでも何でもないのであって、本当にその国益というものを共有するための努力と、それとも、最後の場面における我が国の安全保障を見たときに、必ずしも、国連の動きに対して、そこには

ようになつたときに、日米同盟というのはどういふうに在り方を変えていくのかという議論はしなければいけなくなつた今の時代において、日本安全保障条約の基本的な枠組み、これはもう維持していかなければいけないわけですが、そういう非対称的脅威というものに対して日米同盟がどう有効にワーカしていくかという議論はきちんと詰めていかねばいけないことだと思つております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

同盟関係というのは、結ぶんであれば、これはプラスマイナスありますから、それを生かしていくかしない。それはやつぱり日米の信頼関係に基づくんではないかなと。関係があればあれこそやはり逆にアーリカは日本に対しても耳を傾けるといふことがあります。非対称的双務条約と呼ぶのが一番正しいのだろうというふうに思つております。それはずなわち、アーリカが日本を防衛をするのだ、日本は基地を提供するのだという意味において提供するものは違いますが、決して片務条約ではない。

そして、日本が置かれている地理的な位置、それがによるマイナスがあるのかどうか。これは当然してまた日本が有しております工業力、それを支える人的な技術力、そういうものを考えてみましても、これはアーリカ合衆国の利益にも十分なうものだというふうに思つております。お互いに国益をどれだけ共有するかということをきちんと考へないと同盟を維持するということは極めて難しかろう。日米安全保障条約というのは天から降ってきたものでも何でもないのであって、本当にその国益というものを共有するための努力と、それとも、最後の場面における我が国の安全保障を見たときに、必ずしも、国連の動きに対して、そこには

対してやっぱり主権国家として留保をする場面もあるのかなという感じがしていますけれども、それについての御見解を、外務副大臣によろしいんでしようか、もしよろしければお伺いしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 冒頭でありますけれども、外務大臣、G 8 の外相会議に出席ということで、その重要性をかんがみて外務大臣欠席のままこの委員会が開かれたことに対しまして、関係者各位に心から感謝を申し上げたいと思います。

今御指摘の点でありますけれども、今回のイラクに対する軍事行動開始前に安保理決議採択をめぐつて国際社会の中で残念ながら亀裂が生じてしまつたという事実があつたことは、本当に改めて遺憾だなというような思いをいたしております。

しかしながら、今、委員御指摘のとおり、国連、唯一普遍的、包括的な国際機関としまして二十一世紀の直面している諸課題への取組において引き続き重要な役割を果たしていくことには変わりはないと考えておりますし、我が国としても、国連がこれらの期待にこたえるべく成果を上げていくためにも積極的に参加をしたいというふうな基本的な考え方、そして他方、日米安保条約に基づく日米安保体制はアジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能していると考えております。ですから、日米同盟關係は引き続き我が国の外交の基軸というふうに考へております。

ですから、政府としましても、今後とも日米安全保障、日米安保体制を堅持しつつ国連を中心とした国際協調を遵守する我が国の外交方針に基づき諸課題に当たつていこうという思いでありますけれども、今御指摘のとおり、国連決議と、決定と異なる行動をすることがあり得る等々の思いでありますけれども、ふくそうする国際社会の中で我が国いかに対応していくかというような政府としての方針でありますけれども、これは、具体的な外交案件に対する我が国の対応として、そのときの状況に照らしてやっぱり個別個別として判断

していかなければいけないということだと思います。

○若林秀樹君 答弁も非常に難しいというのは分かりますけれども、これからも国連中心主義に対して我が国はできる限りコミットしていくという努力はやっぱり忘れてはならないと思っていますが、一方で安全保障ということも含めた総合的な判断というのもやっぱり必要なんだろうというふうに思つております。国連に対する過度な思い入れとくありますんで、その辺は御理解をいただけると思うんですけども、そういう思いもあるわけだと思います。

続きまして、時間がありませんので次の質問に移りたいと思いますが、武力攻撃事態の認定であります、これまでの答弁、過去の答弁いろいろ聞いて、ややちょっと、揺れ動いてはいないものの、国民が不安に思うところは、相手国領土における自衛権の発動をどう憲法として読むかという話であります、もう既に御答弁いただいているんですけれども、そこにに対してきちっとしたやつぱり答弁をしていただきたいなと。私は、こなれば石破長官を見て言つたんですが、官房長官に過去の答弁で、あるいは今回の一連の協議の中に対する御質問だというふうに思いますけれども。

武力行使の目的を持って自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣すること、これは一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであるということでありまして、憲法上は許されていないというふうに考えております。ただし、他の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではないと、こういう考え方をしているわけでございます。

そういうことで、まず考えられない事態ではあるけれども、それが我が国に対する組織的、計画的な武力の行使であると認められ、ほかに手段が何もなくて必要最小限のものにとどめる。そこは、必要最小限ということは、ちょっととその前者とは論理がとつて位置付けが違うのですけれども、それは必ず将来においてもそうなるべきものですが、そういうことが仮に現出をした場合には、憲法上、法理上それは認められるということだと思います。

○國務大臣(福田康夫君) ジヤ、私がまず答弁いたします。それで、補足ござりますれば防衛庁長官がいたします。

「武力攻撃事態等」というように法案に書いてありますけれども、これは我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態等を申しますが、その認定は、その時点における国際情勢、相手国の意図、それから軍事的行動の内容、攻撃の手段、態様、そういうものを総合的に勘案して判断されるものと考えております。そういう事態認定というのは、これは閣議決定とかそれから国会承認と、こういう手続を経ることになつております。

我が国が武力攻撃の発生に際して自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的な範囲といふことを。このことについては、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではないと、そしてまた公海及び公空にも及び得ることがあるということになります。

しかし、不幸にしてそういうことが起こつてしまつたというふうにいたします。我が国に対する施政下にある地域ですから、それは、私どもが行くというよりも、その国を治めておるそういう政府によってそれは取り除かれるのが通常であろうと。しかしそれが、政府そのものがやつてきちゃつたということになりますと、これはなかなか難しい場面が生じますね。そういたしますと、今度は必要最小限度がどうなのかということもなります。そしてまた、ほかない手段がないのかということもその場その場で吟味され、検討されることになります。

それが石破長官を見て言つたんですが、官房長官に過去の答弁で、あるいは今回の一連の協議の中に対する御質問だというふうに思いますけれども。

そこで、憲法上の理論上は自衛権発動の三要件が満たされればあり得ると、しかし我が国は例えは敵基地攻撃能力云々という話はアメリカにそれはやだねるということなんで、そこに憲法上、一方の答弁見ますと、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて許されないという答弁と、いや、そういうふうに思ひますので、この辺はちょっと整理してお答えいります。

○國務大臣(石破茂君) 結局こういうことだと思ふんですね。例えば、海外でPKOが活動しているのであるときはテロ特措法はまだ他の領土には入つていませんが、そういうような活動をしておる自衛隊の部隊があつたといたします。それがまづ、そのどちらにいたしましてもそういう事態にならないよう、もちろん武力を行使しに行つては、憲法上、法理上それは認められるということだと思います。

そして、敵基地攻撃云々かんぬんの話でございますが、これも一緒に話でございまして、急迫不正の我が国に対する組織的、計画的な武力の行使があつた、ほかに取るべき手段がないと、そして必要最小限ということですね。そうしますと、じやただければ有り難いんですけども、官房長官にお願いします。

田審議官の方からお答えをいたしましたように、それは別の法律によつてそれぞれ主体的に判断される事態ですから、今私が申し上げましたのは、時系列的につながつてゐるという場合に限つてあります。それで分かりやすく御説明をしたものでござります。それは別々の法律によつて別の認定がなされます。それは別々の法律によつて別の認定がなされると別々の事態といつても理論的にはあり得ることでございます。(「全然分からぬよ」と呼ぶ者あり)

○若林秀樹君 分からないという声もありましたけれども、概念上の違いがあるというは何となく分かりますし、その時系列上の深刻さの度合いがどんどん変わつていて認定が変わっていくと感じもあるのかなというふうに思います。重要な部分もやつぱり当然あるなどいうふうに思います。個別の法律に基づいて判断をするということになるんでしょうけれども、私はやつぱりちょっとそこは、理論では分かるんですけども、私は言葉の遊びじゃないかなと。

ただ、現実に自衛隊の立場に立つたときに、オペレーションの問題として、そういうふうに急に切り替わつてどんどんできるのかなという疑問は、私は自衛隊に入ったことないですから分かりませんけれども、そういう懸念を生じます。ですから、周辺事態法に対する後方支援をやつしていく、違うエリアでやる。急にそれが予測事態になつたら、今度は防衛出動の待機命令なり出動に当たる方向に行きますと、今度主体的にこうやって動かなければいけない。そうすると日米の共同対処になつてくる。

○國務大臣(石破茂君) それはできなければいけないわけでありまして、つまり、申し上げておりますのは、先ほどの前提で申し上げましたように、どちらも我が国に対する武力攻撃はないわけであります。したがいまして、私どもとしては自衛権の行

使ということがあり得るはずがない。自衛権の行使としての武力行使ということがあり得るはずがない。そして、それは当然、我が国に対する武力攻撃あつたとしても使えるものというの個別的自衛権しか使えないわけでありまして、どちらの場面におきましても、憲法によつて定められた行動しかできない。

そして、何が違つてくるんだろうということは、これから先、例えば米軍に対する法制みたいなところで議論をされることでございますけれども、先日、一昨日の委員会でもお答えをいたしましたように、私どもとしては、周辺事態法でできることが、そしてまた今度の武力攻撃予測事態でできること、そこにおいて掛かる憲法上の制約に差はないというふうに考えておる次第でございます。

○若林秀樹君 分かるような分からないような部分はやつぱりどうしても出てくるんですけれども、やつぱりそういう部分も含めて一度整理する必要がありますので、やつぱり緊迫感の中でのオペレーションですから、混乱がないように、当然のことながらそれは対応されるんだというふうに思いますが、その辺も含めてお願いしたいなとうふうに思ひますし、最終的には両法の合体といふんですかね、整理した形でのあれというのは可能性としてはあり得るんじゃないかなというふうには思ひますので、お願ひしておきたいと思います。

それから、国会の関与であります。やつぱりこ

とは非常に私は重要な点ではないかなというふうに思ひますが、緊急事態ですから、事後承認ということもやむを得ない部分もやつぱりあるんではないかというふうに思います。ただ、一方では速やかに、迅速に国会の手続をしなければいけませんので、政府はこの辺についてどう担保しようとしているのか、お考えを伺いたいというふうに思ひます。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

</div

ちに国会の承認を求めることとなるものと考えております。

○若林秀樹君

最後の部分は私の次の質問の回答だつたというふうに思いますが、お聞きもしませんけれども、万が一国会が開催できない状況といふことで、例えば三分の一まで集まらないという状況は憲法上これ問題がありますので、そのときには国会の機能が回復したときに速やかにすると、いふことですから、万が一何かがあつた場合には、今の機能回復というのは、例えば今ですと、補欠選挙をすれば、半年に一回ですから半年後ということになります。

ことになりかねない部分もありますので、そういうときへの対応というのも一方きつと考えておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いざというときのいろんなことを考えますと大丈夫かということで、意見ですが、そういうことも考える必要があるんじゃないかなと思います。

次に、これも非常に重要なことです、情報収集体制とその分析能力であります。今ですと、内閣情報集約センターですか、そこに情報が行つて、それから事態対処の専門委員会で検討し、安全保障会議の方に行つて、というような流れになるんだなというふうには思いますが、やっぱりこれが本当に正しい情報なのか、政治的な疑惑によつてゆがめられて伝わつてはないのか、様々なチェックというものも必要ではないかなと思います。既に過去、北朝鮮がミサイルを発射したというような、ある部分誤報で、某国務大臣が記者会見で発表し、それが後で取り消されました。

例え、そういうことが基に判断されたらこれの大変なことになりますので、これについてどういふうに思いますが、私はこれは非常に重要なことを、やつぱりそれなりに受け止めで答えていたと思いますし、一方、アメリカとの関係で、これはやつぱりかなりの部分アメリカに依存しなきゃいけないかということは、私は非常に重要なことを、やつぱりかなりの部分アメリカに依存しなきゃいけないかと

けないというような話もありまして、今日午前中に、朝、アメリカの大使館の方にその情報収集体制のことについてお伺いしまして、アメリカはやつぱりかなり九月十一日以降情報収集体制に

いたです。

はい、分かりました。じゃ、お答え

いただきたく思います。

○政府参考人(増田好平君)

お答えさせていただきます。

武力攻撃事態等におきまして、政府としては事態の認定等の重大な判断を極めて限られた時間的に制約の中での的確に行うことが必要となるわけですが、いざというときの準備は、かかる意思決定につきましては、安全保険会議の果たす役割は重要であると考

えておりまして、法案においては同会、安全保障会議に事態対処専門委員会というものを設置いたしました。

また、現任のところ、この委員会の委員につきましては、内閣官房及び関係省庁の中から局長級以上の関係者を任命することを想定しております。

具体的なことは今後定めていくこととなりま

す。具体的なことは今後定めていくこととなりま

について情報源等の開示はどの程度されるのか、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(増田好平君)

お答えいたします。

武力攻撃事態等への対処につきまして、国民の協力を得て実施していくことが必要という観点から、情勢認識等を対処基本方針に記載をすることが大変重要なと考えております。政府としては、かかる衆議院における修正の趣旨を踏まえて、誠実に対応してまいりたいと考えております。対処基本方針の該認定の前提となつた事実としては、認定に当たつての情勢認識を記載することを考えております。また、法案において、対処基本方針を公示してその周知を図ることとされており、公表することにより國の安全を害するような内容を認めることは考えておりません。

○若林秀樹君

要は、だから基本的な姿勢を聞きたいんです。できる限り基本的に開示していく方向をいつのか、その上でも、軍事秘密上、それできなのは分かっていますから、その姿勢について聞いているんで、今の答弁ではちょっと分かりにくいけれども、基本的にはできる限り情報源も含めて可能な限りで開示していくこととよろしいんでしょうか。

○委員長(山崎正昭君)

増田内閣審議官、質問に的確に答えてください。

○政府参考人(増田好平君)

失礼いたしました。

できる限り、可能な限り開示していくこととで考えております。

○若林秀樹君

ありがとうございます。

統いて、外務副大臣にお伺いしたいなというふうに思います。

○若林秀樹君

それでは、私、最後の質問をさせていただきたいと思います。防衛長官にお伺いし

たいと思います。

今回の武力事態攻撃法を契機に、これまでの答弁は、じやその防衛政策、基本的に変えるかとい

うと、そうじゃないというお話をありましたけれども、我が国の新しい防衛大綱の制定も含めて、その部分を含めて、お考えあれば最後にお伺いした

我が国の防衛政策も含めて、何か今後、どう、こ

れを契機にどういうことをやつぱり検討し、変え

ていくのか、あるいはいろいろこれまでの御議論

の部分を含めて、お考えあれば最後にお伺いした

いなというふうに思います。

最終的には、私は今回の法案がきちっと実行さ

れるためには、やつぱり防衛廳の信頼感というの

が必要ではないかなというふうに思います。国民

ばかりアピールしていく必要があるんじやないかなというふうに思っています。そういう意味では、これを契機に我が國の外交・安全保障の総合戦略についての御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君)

委員御指摘の点、私も同感であります。我が国としても予防外交展開のために積極的に国際社会の中の平和、安定、繁栄を確保する、実現化するということに努力をさせています。

武力攻撃事態等への対処につきまして、誠実に協力を得て実施していくことが必要という観点から、情勢認識等を対処基本方針に記載をすることが大変重要なと考えております。政府としては、かかる衆議院における修正の趣旨を踏まえて、誠実に対応してまいりたいと考えております。対処基本方針の該認定の前提となつた事実としては、認定に当たつての情勢認識を記載することを考えております。また、法案において、対処基本方針を公示してその周知を図ることとされており、公表することにより國の安全を害するような内容を認めることは考えておりません。

○若林秀樹君

要は、だから基本的な姿勢を聞きたいんです。できる限り基本的に開示していく方向をいつのか、その上でも、軍事秘密上、それできなのは分かっていますから、その姿勢について聞いているんで、今の答弁ではちょっと分かりにくいけれども、基本的にはできる限り情報源も含めて可能な限りで開示していくこととよろしいんでしょうか。

○委員長(山崎正昭君)

増田内閣審議官、質問に的確に答えてください。

○政府参考人(増田好平君)

失礼いたしました。

できる限り、可能な限り開示していくこととで考えております。

○若林秀樹君

ありがとうございます。

統いて、外務副大臣にお伺いしたいなというふうに思います。

○若林秀樹君

それでは、私、最後の質問をさせていただきたいと思います。防衛長官にお伺いし

たいと思います。

今回の武力事態攻撃法を契機に、これまでの答弁は、じやその防衛政策、基本的に変えるかとい

うと、そうじゃないというお話をありましたけれども、我が国の新しい防衛大綱の制定も含めて、その部分を含めて、お考えあれば最後にお伺いした

我が国の防衛政策も含めて、何か今後、どう、こ

れを契機にどういうことをやつぱり検討し、変え

ていくのか、あるいはいろいろこれまでの御議論

の部分を含めて、お考えあれば最後にお伺いした

いなというふうに思います。

最終的には、私は今回の法案がきちっと実行さ

れるためには、やつぱり防衛廳の信頼感というの

が必要ではないかなというふうに思います。国民

から見たときの。これまでの個人情報漏えいの問題とか、あるいは入札の問題、あるいは過剰見積り等もありましたし、残念なことに昨日でしたたつけ、お亡くなりになられた方もいますので、是非ともその辺の決意も含めて、今のお話を含めて最終的に御答弁いただいて私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 私どもの防衛力整備というのは防衛計画の大綱に基づいてやらせていただいている。今、平成七年のものに基づいてやつております。今回の有事関連三法案との防衛力整備というのは直接の関係はございません。

この有事法制関連三法案というのは正式にはどうありますか、政府の中で検討し始めたのは昭和五十二年のことでございますから、冷戦真っただ中の、これが直接的に連関をしておるというものでは決してございません。

問題は、要するに今変わっている、一つは冷戦が終わりましたよということ、今はもう冷戦後という言葉を使ってもいけないんで、九・一一後といふ言葉を使わなければ本当は正しくないんだろうと私は思っていますが、要するに非対称的脅威というものに対しても防衛力は本当に今までいいんだろうか、そして、その前提にある冷戦後の社会、世界において今までいいんだろうかと、いうことなのだろうと思っています。そういうことに対応できるような新しい防衛力の在り方とは何かということで今省内で検討をいたしておりますところでございます。

そして、それは私ども五兆円の予算をいただいて、かなりの部分が人件費ですが、やっているわけです。それが本当に納税者の御期待に沿うものなのかどうなのかということはきちんと検証いたしませんと、これは納税者に対して失礼な話であるという認識は強く持っています。

そして、国民の皆様方から本当に信頼される自衛隊であるのかということは、リストの問題の御指摘もございました。私どもがきちんとその法律などを熟知してそれに対応できるような经济体

いというふうに思います
○政府参考人(深谷憲一君)
す。

きをしたいというよう思います。これはどこに聞いたらいいかというのはちょっと分からぬんですけど、内閣なのか。

け、お亡くなりになられた方もいますので、是非ともその辺の決意も含めて、今のお話を含めて最終的に御答弁いただいて私の質問を終わりたいと思います。

うお願いを申し上げます。
○池口修次君 民主党・新緑風会の池口修次でございます。残された時間で何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) テロ、九月十一日のようないふうなテロが日本に起こった場合ということをございましょうけれども、まず第一に、テロが起こらないようなそういう事態にならないようになります。これが今、入管の方ですね、それから、情報収集もしっかりとやってテロを防止をしておりますし、それからハイジャックについても、空港の警戒でありますとか搭乗者のチェックだとか、それからコックピットに入らぬよう強化、これらの場合の対応につきましてでございますが、政府といたしましては、早い段階から内閣官房、防衛庁と私どもも含めまして、関係機関におきましてその情報を共有化しようというふうに考えておりまして、こうした関係のところと連携の上で対応をしていくというふうなことが基本でございますが、不審船への具体的な対処、これにつきましては、政府の基本的な方針といたしまして、警察機関でございますます海上保安庁はまず第一次的に対処

するということいたしておりまして、海上保安庁といたしましては総力を挙げて万全を期したいというふうに考えてございます。

問題は、要するに今変わっているところが終わりましたよということ、今はもう冷戦後という言葉を使ってもいけないんで、九・一一後といふ言葉を使わなければ本当は正しくないんだろうと私は思っていますが、要するに非対称的脅威というものに対して防衛力は本当に今までいんだらうか、そして、その前提にある冷戦後の社会、世界において今までいんだらうかということなのだろうと思っています。そういうことに対応できるような新しい防衛力の在り方とは何かということで今省内で検討をいたしております。

具体的にいうと、テロなり不審船の対応ということでございますが、私はどちらかというと正規軍が日本に上陸して戦闘行為が起るというよりも、こちらの方が可能性があるんじゃないかとうふうに思っていますので、この中身については今回の法律でも今後いろいろな措置を取っていくことと、この点を少しお聞きしたいというふうに思います。まず不審船の対応ですけれども、これは既に一昨年になりますが、不審船が来て海上保安庁がこれまでうまく対応したこと、うふうに思つてます。

情報収集をお願いしたい。

二点目に、テロの対応ですけれども、仮に日本においてアメリカで起きた九・一一のようなテロが発生したときにどういう対応になるのかということ、これについては、その具体的な被害に対する対応と、そのテロがある目的を持つていると、いうことが明確になったときに、じや日本が対応する手段を持っているのかどうかという点をお聞

テロの案件が武力攻撃事態なり予測事態というふうに変わるということであるとすると、どういう段階で変わるのがどうかということと、それと、変わるべき可能性があるということからすると、やはり情報が時系列的に同じところで管理しているということが私は必要ではないかというふうに思つておりますして、民主党は、そういう意味で危機管理制度というのを設置すべきであるというふうに提案はしたわけですけれども、どういう段階で今回の法律である武力攻撃事態というふうに認定されるのか、若しくは、そういういろんな事態によつて主管するところが違いますから、情報伝達といふのは今で十分なのか、それともこれからどういう形で整備をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 御指摘のように、そういったテロだとか不審船とか、それからミサイル攻撃ですね、こういったことは武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に認定されるということはあり得ることでございます。そしたら、それであればどういうときに認定するかということにつきましては、そのときの国際情勢も考慮に入れなければいけませんし、それから相手国がどういう意図を持っているとか、それから軍事的な行動がどういうことか、そういうことを総合的に判断して認定をするということになるかと思います。

そういう認定をしない場合については、先ほど海上保安庁長官が答弁をいたしましたように、海上保安庁なり、それから警察なり自衛隊で対応するなど、こういうことになつておると思います。そのときの状況に応じて判断していくということであります。

○池口修次君 それと、今回の法律案ですと、武装工作船事案や大規模テロなど新たな脅威への対処に取り組むということをこれからやっていくことの中に入つてゐるわけですから、その中で、北朝鮮との間で拉致があつたわけですか、大規模テロということで形容詞が付いておりますが、私はテロ、拉致もテロだというふうに思つて

いる一人ですけれども、これをこれからいろいろ検討するに当たつて、この拉致問題というの速やかに必要な施策を講ずるべき中身に入つてゐるのかどうかという点を、できれば拉致がテロなのかどうかという見解を含めてお聞きしたいというふうに思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 拉致というのは、

他国によつて拉致をされたわけで、我が国の国民の生命と安全にかかる重大な問題でございまして、これは疑いのない事実でございまして、このかどかというふうに思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) たとえば

具体的に北朝鮮の拉致問題がどういうことかと申しますので、引き続き強く求め、あるいはまた、五人の被害者の家族の帰国についても早期実現に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副大臣(矢野哲郎君) 大変深刻な問題と理解を

お聞きをいたしております。

今、委員言及のとおり、拉致はテロかというふ

うな一つの判断でありますけれども、米国のように

テロ支援国家認定等々の法的整備がなされてい

ます。

今、我が国の現状であります。ですから、その認定等がどういうふうな影響があるか判断しかねるところでありますけれども、家族、拉致被害者家族の方々の思いを十分我々酌み取りながら、事態の早期解決、なおかつ五人の拉致被害者の方々の家族はいまだ北朝鮮にいるわけでありますから、早期帰国というようなことに対して最大限の努力をしていくことと考えております。

○池口修次君 前段の内閣の見解としては、やつ

ぱり拉致はテロだというふうにお聞きをしたといふふうに確認をしたいと思いますが、若干、外務省の今までの見解とは少し変わつたのかなという認識もしておりますが、拉致はテロであるという

認識の下に、やっぱりこの法律における速やかに必要な施策を講ずることで、是非突っ込んで検討をこれからお願いをして、そういうふうにやかに必要な策を講ずるべき中身に入つて、その代金を何で払うかということですと、どうかという点を、できれば拉致がテロなのかどうかという見解を含めてお聞きしたいというふうに思います。

○副大臣(矢野哲郎君) ちょっと忙しいですが、もう一点だけちょっと付き合つていただきたいんですけれども。

ひとつ、今、SARSの問題で非常に世界的に混乱が起きております。このSARSの原因は、単純に、いろんな厚生省の管轄する部類のものだ

というふうに思いますが、ただ、アメリカでは一

時期、炭疽菌が送り付けられたとかいう話がありまして、これから、生物テロ等も予測されている

中で同じような事案というのが起きる可能性があ

りますので、この生物テロ等への対応に対して今

どういう用意がされているのかという点を確認を

したいというふうに思います。

○内閣官房副長官(上野公成君) 先ほどお答えいたしましたように、生物兵器といいますか、のテロに、テロといいますか、につきましても、危機管理監のところで対処マニュアルというのができております。SARSについてもそういうことはあり得るわけでございますから、そういうマニュアルができておりますから、それに従つてきちっとした対応をしていくことであろうと思ひます。

○池口修次君 ちょっと時間の関係がありまして、非常に飛ばさせてもらいまして、申し訳ありませんが。これ以降、直接、上野副長官には質問をす

る予定はありませんので、都合があるそうですか

ら退席していただいて結構です。

あと十二分ですので、ちょっと順番を変えさせ

ていただきたいと思います。

○副大臣(矢野哲郎君) 先ほども答弁をさせてい

ただきましたけれども、正に国連を中心とした一

つの世界、国際社会の中の平和、安全を確保する

と。また、我が国として、日米安全保障条約、こ

のことが我が国及び極東の平和と安全を維持する

こと、正に功を奏していると考へております。

そして、この二つの考え方をお互いに私は排除

するものではなくて、それが重層的に、その行動

目的が重なり合つて、地域並びに国際社会の平和

と安全が確保されるというふうに考へておるこ

とあります。

○池口修次君 私も、やっぱり世界の平和の体制

というのをアメリカだけの判断で考へるといふ

とは非常に危険なことだというふうに思いますが、やっぱり国連の枠組みの中で話し合われるべきだというふうに思います、ただ、今回のイラクへの攻撃の決議をめぐって、国連の安保理が機能するのかしないのか、今までいいのかどうかということが言われております。

先ほども言いましたように、やはり日本が積極的にこの分野については発言しなくてはいけないというふうに私は思っているんですが、この安保理の機能回復というか、人によつては安保理の改革というような言い方もしている人がいるようですが、これに対して日本として何をすべきか、若しくはしようとしているのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 御指摘のとおり、先般のイラクに対する軍事行動開始前に決議採択をめぐつて国際社会の中で亀裂が生じたこと、大変残念なことだと私も考えております。

しかししながら、今後とも、安保理が国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たしていく、そのことについては変わりがないというふうに考えたいと思いますし、我が国としましても、さきの総理並びに外務大臣の訪欧の際、様々な機会をとらえて関係国との意見交換を行い、その重要性を訴えてきたところであります。

○池口修次君 いろいろ努力はしているということが否定はしませんけれども、私は、世界の安全をどう確保するか、そして場合によって、今、国連で許されているのは、自衛のための戦争と国連の安保理が認めたときの戦争というのがあるわけですけれども、やっぱり安保理の中で日本がどういう発言ができるのかできないのかというところが、非常に世界の、国連を中心と、重視していくということでいえば大変重要なことだというふうに思つております。

ただ、この点でいろいろな議論がある中で、やっぱり日本も安保理に入るべきじゃないかという議論があるのは承知しているわけすけれども、ただ日本は憲法上、国際紛争の解決には武力を行使

しないということをうたつているわけで、では安保理で武力行使の容認決議が出た場合に、日本はどういう主体的な行動なり発言ができるのかといふことについては非常に難しい問題ですし、だと思いませんが、ただやっぱりそこで何を発言できるかといふことが言われております。

先ほども言いましたように、やはり日本が本当に安全ということについて積み重ねたというふうに思つておりますが、この点についても、私はならない

い、主体的に発言できないということになると、やっぱり日本が本当に安全というふうに思つておりますが、この点についても、私はならない

いといふふうに思つておりますが、この点についても、拡大後の安保理の規模、いわゆる数でありますね、それから新常任理事国を選出方法、そ

して拒否権の扱い等々についていまだ各国の意見が分かれているということで、大変厳しい状況にあると言わざるを得ないと思うのであります。

なお、決議等々の対応でありますけれども、これまで過去において八回ほど、非常任理事国で

もってPKOに関する決議の表決に主体的に参加をさせていただきました。また、今般のイラク問題に関しましても、我が国は安保理メンバー国ではありますけれども、主体的に判断し、米英等の武力行使に支持を表明もさせていただきました。

○國務大臣(石破茂君)

我が国としては、今後も、安保理のメンバー、メンバーではないということにもとらわれず、憲法の枠内で国際的、国際間の平和と安全を維持するということを目的とする国連の諸活動に積極的に貢献していくという考え方であります。

○池口修次君 私が言いたいのは、米英の行動を支持するかしないかということ自体はできるといふふうに思つんすけれども、武力行使を容認することは日本にとって大変不幸なことだというふうに思つております。

最後、一点だけ。自衛隊の行動について一点だけお聞きしたいといふふうに思います。

今回、自衛隊法の改正で、いろいろ個人の持つている土地なり家屋を変更するということができる法律になつております。それに対する補償についても明文化されているわけですけれども、例えば家屋を使用したときに、その補償というの

どこまでされるのか。法案なり事前の説明から言ふふうに思つんすけれども、武力行使を容認す

るかどうかというのは安保理で決めるわけです。

今回は日本は安保理に入つていなかつたから、それに対する補償がされ

ないといふふうなことですけれども、ただ、やっぱり自衛隊が何かの目的で使うためにその家屋を

使用するわけですから、ある意味、攻撃対象に最もやりやすいもので、自衛隊が壊した以外に攻撃

やつぱりそういう問題をある程度正面からとらえて議論をしていかないと、日本が世界の安全について積極的に発言できるといふには私は思わないということを申し述べさせていただきたいと思いますが、ただやっぱりそこで何を発言できな

い、主体的に発言できないといふことになると、やっぱり日本が本当に安全というふうに思つておりますが、この点についても、私はならない

いといふふうに思つておりますが、もし何がありましたら、お聞きしますが。——ないようですから、じゃ。

それと、それに関連してすけれども、小泉総理は、イラク攻撃の日本の態度を説明するときに、

アメリカの攻撃は支持するけれども、といふ

には言つたかどうか分かりませんけれども、といふ

趣旨の発言をされたというふうに私は思つております。私は、非常にこの発言というのは無責任ではありませんかといふふうに思つております。日本は

参加しない、だから、だからいいんだというふうに思つてお願意をしたといふふうに思つております。日本は

ではないかといふふうに思つております。日本は

参加しないんだから、ほかのところがやるというふうに思つてお願意をしたといふふうに思つております。

○副大臣(石破茂君) これをどうやって補償しようと非常に難しいんだと思つています。

○國務大臣(石破茂君) これをどうやって定めるこ

とは非常に難しいんだと思つています。

○國務大臣(石破茂君) これは、やらないとかそういうことを今から法律によつて定めるこ

前ですか、テロとかゲリラとか、そういうものが我々の頭に本当に現実としてあつたかというと、まだはつきりとした形は取つていなかつた。九・一一みたいなものも起つていなかつた。だとしますと、それをさらに、今の装備で十分対応できるものなのか、そしてあのときは工作船事業つてまだ起つていなかつたのですよね。能登半島沖工作船事業があつた。そして、東シナ海の工作船事業があつた。やつぱりそういう新たに出てきたものに対し我々の陸上、海上、航空の防衛力はこれで本当に十分なのかという検証は常に行つていかねばならないことだと思つております。

そういう観点から、今在り方検討というものを府内において行つておりますが、これが大綱の変更になるかどうかということは防衛省ではなくて政府全体として決するものでござりますので、私が今答弁する立場にはございません。

的仕組みというのを説明してきておりまして、万が一にもそういう諸国から誤解のないように努めてきてるところでございます。

した安全保障環境の向上」というふうなところに重要な位置付けとして取り組ませていただいているところであります。

そして米国、カナダが加わり、このARFの組織が形成されていることは御承知のとおりであります。

したがいまして、今のところ諸外国の方からこの法案 자체についての大きな懸念というものは出ていないといったふうに理解しております。

○山本保君 それでは、問題をちょっとまた外交の方に少し戻しまして、先ほど私もちょっとと申し上げましたASEANというんですか、東南アジアアなど日本の近辺というのがやはり外交で一番重要な気がします。

加えまして、私も八ヵ国、ASEAN地域を十
か国のうち八ヵ国を訪問させていただきましたたけ
れども、私の実感としまして、ただ経済的のみな
らず政治や治安も含めて、なおかつ東アジアの広
く安全保障についての問題意識を共有し、ともに
協力していくこというような考え方方が醸成され
いるということを感じたことも事実であります。
そのことについて、我が国としての今
後の貢献ということも積極的に取り組まなければ
いけないというふうに考えております。

○山本保君 ASEANというのは、この地域
フォーラムですか、見て、お聞きして驚いたなんですが、北朝鮮もメンバーに入つておるそうでありますね。しかも、今、矢野副大臣もおつしやいま

率直な考え方を申し上げますけれども、より一層積極的な展開が期待したいなどという思いの中でのこの取組、着実な進展が図られておるというふうな現状認識をさせていただいております。ですから、当然、面的な対応としてのその場での議論ということも必要性があるうと思いますけれども、余りにもネットする範囲が広いがためにというふうな一部障害も私としては感じております。しかしながらという思いの中で、今御指摘の問題を解決するための問題提起等々、今後も我々としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○山本保君 矢野副大臣にもう少し今度は先輩の政治家として御意見を伺いたいと思つてゐるんですけども、そういうふうに外国と日本が今交渉

〔理事事務部正係君退席、委員長着席〕
○山本保君 これは外務省なのか防衛庁なのか
ちょっと質問してからあれですが、今のお話にも
絡むわけすけれども、先ほどからあります、ま
あ総理がよくいつも言われる、備えあれば憂いな
しと、防衛庁長官も、今回のものは本来あるべき
ことをしたものであつて、決して何か今差し迫つ
に専めに付けて用心したものではない。(はは、と、)

う非常に地域協力というものが、やはり冷戦構造が終わってじゃないかなと私なども思うわけでござりますけれども、特に日本の非常に関係するものとして、まだほかにあるかもしません、申し訳ありません、私は今そこだけまずちょっと勉強しましたので。この辺は日本としてどういうふうに位置付けているのか、どんな取組をしておられるのかこつこつ、まあお聞きしたいと思います。

したように、経済的なことをするのかなと思つて
いましたら、そうではなくて、正に外交、安全保
障的なところを中心に武力を使わずに、予防外交
というんですか、そういうことが今この ASEAN
N の一番中心だと、中心といいますか、今の一
つの課題だというふうにも聞いているんですけど
も。

してきちんとやっていますよということなんですが、実は今回、この外交書でございますか、これを見せていただきたりしまして、本当にもう急いで読んでいたので詳しく見ておりませんけれども、最初に私申し上げました夢のようなかもしれない、しかし、我が国の憲法にはやはり世界の恒久の平和というものを願する、そしてその理想を国内で達成することを旨にござります。

今までなかつたものを作るわけですから、当然、備えと言えばいいんだが、相手側といいますか、そういう意図をする国があるとすれば、向こうからしてみれば当然何らかの意味が、日本というものが変わつたわけですから、変わつたと見るだろうというような気もするんですね。つまり、今回のこの法案が諸外国ではどのように取り、どんな反応といいますか、これは外務省でしようかね、これ、この辺についてお聞きしたいんですけど。
○政府参考人(小田部陽一君) 今回の法案につきましては、相当長い間国会で御議論いただいているわけでございますが、外務省いたしましては、早い段階から諸外国、特にアジア諸国に対しましては、正にこの法律の目的、意図、それから具具体

○副大臣(矢野哲朗君) アジアでありますけれども、依然緊張関係並びに不透明、不確定な要素が多く存在していることは、議員御承知のとおりであります。

同地域においては、米国を中心とした日米、米韓等々、安全保障の取組がありますけれども、そのことを基軸として地域の安定が維持されてきていると考えております。

なお、こういうふうな、このような安全保障環境の下、二国間の取組と同時に、ASEAN地域フォーラム等の多国間の対話の枠組みを重層的に整備していくことが肝要だと考え、域内諸国間の相互信頼関係を高めるための安全保障対話や防衛交流を進展させることに、我が国を取り巻く安定化があります。

これにもっと積極的に日本の耳に届くべきではないかなと思うんですけれども、特に北朝鮮といふのが入つておるとなれば、唯一といいますか、もちろん二国間で話が進めばいいんですけども、やっぱりお互い自分の御近所でも直接言えなないことというの一杯あるわけだし、こういう多国籍の枠組みというものがあるのであればもっと積極的に活用すべきではないかなと。

矢野副大臣、今八か国も行かれてということでありましたので、一層この辺については重視すべきではないかと思いますけれども、現状と今後の取組についてお聞きしたいと思うんですが。

○副大臣（矢野哲郎君） A.R.F.の件でありますけれども、ASEANの諸国にプラスすることの、歐州委員会、インド、モンゴル、北朝鮮、ロシア、

と目的を達成することを書いたんだといふことが書いてあるわけですね。私は日本の国是だと思うんです、世界から戦争をなくする。例えば、そういうことは、片方の防衛のどうだこうだというときにはそれはもうそんなことを言つてゐる余裕はないよというのが正に現実、リアルリスクということにだと思うんですけども、しかし外交というのはやはりいつも理念を掲げて持つていくべきではないかと思うんですけれども、今回見せていただきまして初めて外交というものを読ませていただきましたら、何か日本がそういう戦争をなくすといふことを国是にしているんだと、例えはそれを世界に訴えていくんだというようなことは書いていませんですね、どうも見ていまして。

そんなことはもう当たり前のことなのか、それ

いふうな安全保障環境の下、二国間の取組と同時に、ASEAN地域フォーラム等の多国間の対話の枠組みを重層的に整備していくことが肝要だと考え、域内諸国間の相互信頼関係を高めるための安全保障対話や防衛交流を進展させることに、我が国を取り巻く安定化を考えております。

矢野副大臣、今八カ国も行かれてということでありましたので、一層この辺については重視すべきではないかと思いますけれども、現状と今後の取組についてお聞きしたいと思うんですが。

○副大臣（矢野哲郎君） ARFの件でありますけれども、ASEANの諸国にプラスすることの、歐州委員会、インド、モンゴル、北朝鮮、ロシア、

ないかと思うんですけども、今回見せていただきまして初めて外交というものを読ませていただきましたら、何か日本がそういう戦争をなくすといふことを国是にしているんだと、例えばそれを世界に訴えていくんだというようなことは書いてないんですね、どうも見ていまして。

そんなことはもう当たり前のことなのか、それ

とももうあはらしくて、この前もある外交の専門家のお話を、講義を伺いましたら、何かもうそういふことをプロの世界で言うことはもう恥ずかしいような状況なんだというような、これは半分皮肉を込めて言われたのかもしれませんのが、言葉も聞いてちょっと私も驚いたんですねけれどもね。

んです。両方の両大臣といいますか、の下に、言うなら、言葉は悪いですが、親分の下にひつ付いていなければ生きていけないという時代だったわけですから。しかし、それが終わつた。

しかも、先ほどからお話をありますように、地域ごとにその国やその地域の安定と平和若しくは国

の、例えば、いろいろな紛争が起る原因是例えば貧困にあるんだとかいったようなことがあれば、貧困の撲滅にどうしたらいいか、そのためにはODAをどう使うべきかといったようなことも配慮しながら平和の構築というのにも取り組んでいるわけです。

もとと日本は、この青書にしましても、まだ A SEAN に対するこちらからの提案等にしましても、我が国は基本的な立場というものをもつと打ち出すべきではないかなという気がしてならないんですけれども、矢野大臣、政治家としてどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣（矢野哲郎君） 委員御指摘のとおり、我が国の外交展開でありますけれども、平和憲法の理念を前提として展開されていくことは当然のことだと思いますね。ですから、その思いでもって一年間るる外交展開の結果を青書に記述させていただいたいという一つの事柄でありますけれども、なおかつその中には、平和の定着等々、予防外交等の積極姿勢なども積極的に記述をさせていただ

益する地場の利益のために具体的な話が好まなくて、きいてるとなれば、今までの外交方針ではなくて、一步も二歩ももつと具体的に、例えば東南アジアに非核の地域を作ろうとか、何かよく竹中さんが出す工程表ということで、はやりになつておりますが、私は本当にこの地域を、五十年掛かるか百年掛かるか分からぬけれども、しかしその間に日本は絶対に戦争をなくするために努力する、そういう国である、そしてそれを是非皆さん分かってくださいよという、その目標をきちんと決めていくようなことをすべきではないか。

具体的にもう一つお聞きしたいのは、であるならば、今回のこういう法律を作るんであれば、バランス感覚からいっても、やはり、決して攻めた

ですから、委員のおっしゃるような平和に向けての日本としての考え方、それを発露するような場面というのはこれはもう既にあるわけで、戦後、一貫して我が国は平和外交を続けてきたわけですから、そういう中で平和問題に取り組んできた、これからも取り組んでいかなければいけない大きな課題である。特に、経済力も世界第二位といいながらも、核も保有しない、そして攻撃的な兵器というものは極力持たないようにするとか、そういう配慮もしながらやってきたわけでありまして、その方針は今後も貫いていくのではなかろうかななどいうふうに私は思っております。

そういうことで、これは外交方針ではありますが、もう一つは、国の大きな命題だという意味で

○山本保君
ありがとうございます。

は広く私は国際化社会の中でも御理解を賜つていい
るという前提の下での報告というふうに考えてお
りますけれども、今指摘のような考え方をより徹
底させるという必要性がもあるならば、貴重な
御意見として今後検討させていただきたいと思いま
す。

おり、備えなんだと。しかし、しかしそういうものをやった以上、やっぱりちょっと普通の国に近付いたわけですから、しかし、私は普通の国じやない国だという気もするんです、やっぱり日本は。もう一つの方を踏み込むべきじゃないか。ならば、そのことを、つまり世界の戦略、何かストラテジーというう、何か商業のうらへ、平和の戦争各つて

方を常に持った上で、いろいろと目配り、気配りをしながらその時々の外交を進めていくというところにならうかと思いますので、それを補佐する部署がどこにあるべきかといったようなことになる場合に、じや、総理大臣を補佐するという意味において、そのそばにそういう専門部局があつたらしいのではないか。こういう御義論、これまでは

いんたといふのは正にそのとおりなり
う一つの発想を以、申一土ザをんでせ

いましたら、いや、少し積極的に考えてみましょ
うということなんで、ちょっと私も驚いておりま
すけれども。

当部局といふものを、例えば内閣に、官房などにきちんと作つていくべきではないかと思うんですけれども、この辺についてはどうちらにお聞きされ

ただ、これは外交方針そのものに関するございますから、今、外務省が中心になつてそういう対応をしているということござります。内

しかし、もう一つ、ただそれと言うだけではもちろんいけないんだろうと思うんです。先ほどからお話をありますように、もう戦後五十年以上、正に憲法はとっくにあるわけですけれども、しかし実際にはその憲法はほとんど何も機能してこなかつたと思います。しかし、この今の理想などと、いつても、とてもできるところになかったと思う

ばいいのか、官房長官なのか、官房長官、せつかくおいでですから、お願ひします。

○國務大臣(福田康夫君)　内閣でということお話をしたから私からお答えをいたしますけれども、今、外務省を中心といたしまして、平和の構築と申しますか、戦争をする前の、また戦争終わった後のいろいろな処理ということよりも、その前の段階

閣府にも国際平和協力室というものがござります。その一翼は担っております。また、戦後処理問題、例えば中国の毒氣化學兵器の処理、そういうふたよなことも、これも大事な平和外交のツールだというふうに私は思つておりますけれども、そういうことも全力を擧げてやつておるということをございますので、それは内閣府と、それからま

とももうあはらしくて、この前もある外交の専門家の話を、講義を伺いましたら、何かもうそういうことをプロの世界で言うことはもう恥ずかしいような状況なんだというような、これは半分皮肉を込めて言われたのかもしれません、言葉も聞いてちょっと私も驚いたんですね。もっと日本は、この青書にしましても、またASEANに対するこちらからの提案等にしましても、我が国的基本的な立場というものをもつと打ち出すべきではないかなという気がしてならないですけれども、矢野大臣、政治家としてどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 委員御指摘のとおり、我が国の外交展開でありますけれども、平和憲法の理念を前提として展開されていくことは当然のことだと思いますね。ですから、その思いでもつい一年間るる外交展開の結果を青書に記述させていただいたと、いう一つの事柄でありますけれども、なおかつその中には、平和の定着等々、予对外交等の積極姿勢なども積極的に記述をさせていただいている内容でありますから、そのことについては広く私は国際化社会の中でも御理解を賜つておられるという前提の下での報告というふうに考えておりますけれども、今指摘のような考え方をより徹底させると、いう必要性がもあるならば、貴重な御意見として今後検討させていただきたいと思います。

○山本保君 ありがとうございます。

こんな素人っぽい議論をして笑われるのかと思いましたら、いや、少し積極的に考えてみましょうということなんで、ちょっと私も驚いておりますけれども。

しかし、もう一つ、ただそれを言うだけでは実際にはその憲法はほとんど何も機能してこなかったと思います。しかし、この今の理想などと憲法はとっくにあるわけですから、しかし、お話しありますように、もう戦後五十年以上、正に憲法はところにあるわけですけれども、しかしこれども、とてもできるところになかったと思う

んです。両方の両大臣といいますか、の下に、言葉は悪いですが、親分の下にひつ付いていなければ生きていけないという時代だったわけですから。しかし、それが終わつた。
しかも、先ほどからお話をありますように、地域ごとにその国やその地域の安定と平和若しくは国益、その地域の利益のために具体的に話が始まっていますが、私は本当にこの地域を、五十年掛かるか百年掛かるか分からなければ、しかしその間に日本は絶対に戦争をなくするために努力する、そういう国である、そしてそれを是非皆さん分かってくださいよという、その目標をきちんと決めていくようなことをすべきではないか。
具体的にもう一つお聞きしたいのは、あるならば、今回のこういう法律を作るんであれば、バランス感覚からいっても、やはり、決して攻めたりするんじゃない、戸締まりだと、おっしゃるところ、備えなんだ。しかし、しかしそういうものをやつた以上、やっぱりちょっと普通の国に近付いたわけですから、しかし、私は普通の国じゃない国だという気もするんです、やっぱり日本はもう一つの方を踏み込むべきじゃないか。ならば、そのことを、つまり世界の戦略、何かストラテジーというと、何か言葉のおかしな、平和の戦略って変ですかけれども、それをやる役所といいますか担当部局とものを、例えば内閣に、官房などにきちんと作つていくべきではないかと思うんですけれども、この辺についてはどうちらにお聞きすればいいのか、官房長官なのか、官房長官、せつかくおいでですから、お願ひします。

の、例えば、いろいろな紛争が起る原因は例え
ば貧困にあるんだとかいったようなことがあ
れば、貧困の撲滅にどうしたらいいか、そのため
にODAを使うべきかといったようなことも配
慮しながら平和の構築というものにも取り組んで
いるわけです。

ですから、委員のおっしゃるような、平和に向
けての日本としての考え方、それを発露するよう
な場面というのはこれはもう既にあるわけで、戦
後、一貫して我が国は平和外交を続けてきたわけ
ですから、そういう中で平和問題に取り組んでき
た、これからも取り組んでいかなければいけない
大きな課題である。特に、経済力も世界第二位と
いいながらも、核も保有しない、そして攻撃的な
兵器というものは極力持たないようになります
が、もう一つは、国の大きな命題だという意味に
おきまして、これは内閣総理大臣がそういう考え
方を常に持った上で、いろいろと目配り、気配り
をしながらその時々の外交を進めていくというこ
とにならうかと思いますので、それを補佐する部
署がどこにあるべきかといったようなことになつ
た場合に、じや、総理大臣を補佐するという意味
において、そのそばにそういう専門部局があつた
らしいのではないかと、こういう御議論、これは
よく分かります。

ただ、これは外交方針そのものに関することで
ござりますから、今、外務省を中心になつてそ
ういう対応をしているところでございます。内
閣府にも国際平和協力室というものがございま
す。その一翼は担っております。また、戦後処理
問題、例えば中国の毒氣化兵器の処理、そういう
たようなことも、これも大事な平和外交のツール
だというふうに私は思っておりますけれどもそ
ういうことも全力を挙げてやつておるということ
でございますので、それは内閣府と、それからま

た、総理の下で内閣府と、それからしてその仕事に従事していると、携わるこういうようにお考えいただきたい。それを更に政策として強化するから、は今後日本がどういうふうな外交政策をもつと強く打ち出す必要があることであるならば、またそれは、る部署を作るということも一案かと思います。

○副大臣(矢野哲朗君)　ただいま官選答弁がありましたがれども、特に外事ということを私からも答弁をさせていたい。思うんでありますけれども、その目は明確にするためにもということで、集まりまして、平成十六年度に機構として、外務省内部に関係部局、外交部、総政局ですね、それから経済社会協力部、地域局等々の関係者から構成調整委員会を立ち上げるというふうも考えております。

○山本保君　ありがとうございます。私が申し上げましたのは、もう、大純なことなんです。つまり、官房長官いましたけれども、今、いろんな問題がある、教育の問題がある、そしての犯したものについての清算もある、とある。こういうものをきちんとといんだというのは正にそのとおりなう一つの発想を私、申し上げたんですよつまり、我が国の目標はもうはっきりです。目標は、この地球から核兵器争もなくし、人が国名前で殺し合はなくすということなんです。であります。目標の方から逆算していくといふうですかということを申し上げてます。

小泉政権になつて、私も経済など見て、やはり一つ面白い発想だなと思うんです。目標を設定してからその間を詰めて、

どうか、それについている、と思います。それで対応すればは思つております。外務省が分担策を取り、まああるというよなことをしたらうるならば、そこのところを勉強しましては、まず房長官からも務省内部でとただきたいと関係部局が的をより内外に改革の一つと審議官、総合協力局、国際化成る平和構築のための機構改革まず一つは単に問題がある。貧困の日本で過去の日本いろいろなことしていけばいいんですが、もしうね。さりとしているがおつしや題がある。貧困もなくし戦つようなことをしたらうるならば、そこのところを勉強しましては、まずいく。私も官

僚でしたが、官僚というのはなかなか、そういうことを頭の中でやっているが、外には言いません。現実、ここだけ直すんですよという顔をしながら、実際、ねらいはあるんですが言わない。正にねらいを言うのが政治家の仕事だと思つております。ですから、先ほどから無い物ねだりのようなお話をしましたのは、この青書を読ませていただきでも、そういう発想ではないなと。日本というのは本来世界を平和にするための仕事をする、誓つたんですから、こういうものを持つてある国だということから逆に発想していつたらどうなんだろうかということを少し申し上げたということでござります。

○國務大臣(福田康夫君) 目標を設定して、その道程を明らかにする、工程表というふうにさつき例を挙げられましたけれども、それはそれで、その考え方によろしいんだろうと思いますよ。しかし、これは我が国だけでどうこうできるものでないということがございます。国際間の協調と申しますか、我が国だけがそう考へても、ほかの国はどうしても付いてこないというような状況の中で我が国はどうするかと。あくまでもそれはもう平和和というふうに言い続けるかどうか、それよりも、そういう国際情勢を、そういう現実を直視した上で、それを少しでも改善するような現実的な解決方法はないかどうかといったようなことも視野に入れなければいけない。

先ほど来、国連のお話ございました。国連といふのは、それは私はある意味においては、表現は悪いかもしれませんけれども、理想の姿を追い求めているものだと。今度の実際の米英を中心とするイラクの攻撃、これは現実の社会だと、こういふふうに思つてます。これが、現実と理想が一致すればこれに越したことないんです。そのことを我が国も目指していかなければいけない、これはもう当然のことございまして、ただ、その間に置いて、いろいろな現実は、それも国際間におい

ては各国の利益を最大限膨脹させるというか、最大限に國の力を活用して國の存在を大きくしようと、そういうような働きもあるわけでござりますので、そういう中で、理想だけ掲げて、理想でなければ、理想に到達する一直線でなければそれ以外は排除するというのは現実的には難しいこともあります。

○山本保君 本当にまじめに答えていただきまして、ありがとうございます。

私が申し上げてるのは、正に、冷戦構造の中ではそんなことを言つても本当に、私どもも学生時代から含めて、野党としていたときからとあつたんじやないか。ただ、今になつてきますと、内閣にも入れていただきまして、与党にも入れていただきまして、それから世界状況が確かに変わつてきているだろう。先ほどASEANといふのを出しましたのは、そういう持ちごまが出てきたじやないですか、よいよ日本の理想を追求するために持ちこまが出てきているんじやないですか。なのに、どうも見えていまして、今までと同じ形で外交、安全保障が動いていませんかという、ちょっととそんな気がしたものですから申し上げました。

○國務大臣(福田康夫君) 事態対処専門委員会といふのは、まだこれから

か、こういうところを作る、何といふんですか、事務局といふんですか、内部部局といふんですか、この辺が一番重要なところを

がきちんとそれを判断したり、そこでその次の指示を出したりするような、そういう仕組みといふのをきちんと持つていなくちゃいけない。

か、ものをきちんと持つていなくちゃいけない。

この選択肢とか、又は、当然、今回のイラクを見

ますので、そういう中で、理想だけ掲げて、理想

でなければ、理想に到達する一直線でなければそ

うでなければ、それが一番大事だと

思つております。これについてお聞きしたいん

です。

今度、ちょっとと話、問題が通知したのとちょっと

変わるかもしれないが、安全保障会議ですか、

その中に事態対処専門委員会といふのができる

と。ここで実質的に、その後にまた会議があり、

そして内閣の閣議がありということではあります

けれども、お聞きしますと、ここでの判断といふのが一番重要な判断になるだろうと思ひますの

で、この辺の、この委員会についてちょっとお聞

きいたします。

まず、この委員会といふのは、まだこれから

か、こういう現状のものと、そして

少しこれども、どういう体制で作られるこ

とを計画されておりますか。

○國務大臣(福田康夫君) 事態対処専門委員会は、

これは安全保障会議設置法第九条に基づいて、内閣官房において処理し、命を受けた内閣官房副長官補が掌理すると、こういうことになつております。

この委員会に係る事務の体制は、現在検討中で

はございますが、事態対処における安全保障会議

の役割の重要性にかんがみまして、平素から専門

的調査分析を行い、安全保障会議への進言を行

うことのできるよう体制の整備に取り組んでまい

りたいと思っております。

イメージといたしましては、官房副長官補がリーダーになりまして、各省、関係各省ですね、

安全保障に関する、の局長級の人を集めようと。

これは常時と申しますか、平時においてもそ

う会議は隨時行つて情報の連絡等々を行ふと、こ

ういう考え方をしておるところでござります。

○山本保君 今おっしゃいましたように、局長ク

ラスの方と、そして、先ほどは民間の専門家も入

れて、何といふんですか、全体的な感覚に立つた方

が、こういったことを考えております。

この有事法制に基づく、この先ほど申しました

事態対処専門委員会ですね、対処専門委員会は、

中心課題は有事ということでござりますから、これを中心とした情報収集、また分析評価と、こういったようなことになろうかと思つておりますので、共存することは可能だというふうに思つております。

○山本保君　今の状況をお聞きしましたら、首相補佐官とか、民間の方を入れるということで、たしか前に作ったのかなと思っておりましたけれども、どうも民間の方は入っていないというふうにも聞いておるんですね。今後の、今、官房長官宣わされたものの中に民間の方なども積極的に登用されていった方がいいんじゃないかななどという気がするんですが、いかがでしょう。

うな意見がございまして、それはそれで今一生懸命努力をしておるところでございます。
問題は、そういう知見を備えた方でなければ困るということ、そしてまた、こういう組織を活用できる能力を持つ人でなければ困る、そういうこともございますので、そういう観点からの人材を求めていかなければいけない。

これから、そういうことも含めて考えるべきことだろうというふうに思いますので、本当に有能な、そして危機に対する的確な対処ができる、判断ができる、そういうような人材はそれは内外に求めていきたいというよう考へております。
○山本保君 時間もありませんので、一つだけ、
いや最後にあとはお聞きしたいと思います。

これはまた詰かちよと別なんですかいよいよその自衛隊というものの意味でございます。万が一ということですから、万が一ということは、あと九千九百九十九のときはないわけですね。ただし、それでは余りにもつたいないし、その間何もないことが一番いいわけですから、もちろん何もないために備えていただいて、そのためにもういつも訓練していただいている、本当に私には有り難いことだと思っておりますけれども、しかしそれをもつと国民の方にも知つていただきたい

て、そして、今地域では、例えば具体的に言いませ
すと、私のおるところでも非常に犯罪などが増え
たりして心配しております。例えば治安活動とい
う中に、警察とのもつと協力で、今、地元の警察
署長などに聞きますと本当に今もう大変でござい
まして、もう非番も取れないぐらいで、もう倒れ
る寸前で頑張っているということをお聞きしてい
るし、本当にそうだなと思っているんです。例え
ばそんなことだとか、もつと地域で自衛隊という
ものがもつと普通に考えられるような、ですが、
もちろん当然何かのときには頑張っていただくな
けですから、それは普通の公務員とは違うでしょ
うけれども、何かそういうことで平素から地域住
民とかと、やつておられると思うんですけれども、
これをもつと進めていただきたいなという気がい
たします。

ついでにもう一つ言いますと、自衛隊の駐屯地
というんでですか基地へ行きますと、自動小銃がな
んか持つた方が、そして正にそういう格好でおら
れますけれども、あんなこと必要なんでしょうか
ね。私は、正に有事にでもなったときはそれはそ
うすればよろしいんで、大体、万が一のことなん
ですから、もつと普通の格好で別にふだんからき
ちんと対応できるんじやないか。何か昔の軍隊の
やはりそういうイメージがあつて、いつもびしつ
としているくちやいけないんだ、一般人近寄るべ
からずと、こういうのがあるような気をしてしょ
うがないんですが、これは余分なことですけれど
も。

○國務大臣(石破茂君)　おつしやるよう、更に
努めてまいりたいと思います。

ただ、今なかなか、警察官の方が足りないと、そ
の分の代わりを自衛官というのは、これはちよつ
となかなかできないのでありますと、私ども、海
上警備行動でありますとか治安出動でありますと
す。

か、警察力の限界を超えたときに自衛隊が出るという法律の仕組みになつてございます。ですから、やはり自衛隊というのは大変な強力な武装を持つた集団でございますので、これが警察力の補完をいたします場合は、警察力をもつてしては対応できないという事態が生じた場合に限りやるのだとか。それは国家資源として無駄ではないかといふ御指摘をいただければ、それはそういうところはあるだらうと思います。ただ、実力部隊というのはそういうあるべきものだというふうに私どもは今考えておるところでございます。

地域との交流ということは私どもも非常に心掛けておるところでございます。更に進めていきたく、私どもよく御理解いただいていくことと思いますが、委員もよく御理解いただいていらっしゃる方、札幌の雪祭り、あれはほとんどの雪像は自衛官が作らせていただいていることがあります。テレビには自衛官が作っているところは映りません。でも、一生懸命作っているのは自衛官たちです。そして、温度が少し上がれば、解けるんじゃないかといって真夜中でも見に行く。雪が積もつたら、つぶれるんじゃないかということで真夜中でも補修に行く。人に見えないところで一生懸命やっておるというところもござります。

今後、更に努めてまいりますが、どうか御理解を今後とも賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

○山本保君 ありがとうございます。

私は、一つ、もう一つついでに言いますと、前にもう全滅でございまして、実は、本当に欲しい独立したけれども、どこへ持っていくかが分からぬことのあるんです。そのときちょっと感じましたし、まずそういう声も聞いたのは、本当に若い元気な人がたくさん食料とか持ってきてくれたけれども、どこへ持っていくかが分からぬことのあるときは、ちょうどその地域は区役所、役所が

か、警察力の限界を超えたときに自衛隊が出るという法律の仕組みになつてござります。ですから、やはり自衛隊というのは大変な強力な武装を持つた集団でございますので、これが警察力の補完をいたします場合は、警察力をもつてしては対応できないという事態が生じた場合に限りやるのだと。それは国家資源として無駄ではないかといふ御指摘をいただければ、それはそういうところはあるだろうと思います。ただ、実力部隊というのにはそういうべきものだというふうに私どもは今考えておるところでございます。

地域との交流ということは私どもも非常に心掛けておるところでございます。更に進めていきたく、いとりますが、委員もよく御理解いただいたことだと思いますが、例えば札幌の雪祭り、あれはほとんどの雪像は自衛官が作らせていただいております。テレビには自衛官が作っているところは映りません。でも、一生懸命作っているのは自衛官たちです。そして、温度が少し上がれば、解けるんじやないかといつて真夜中でも見に行く。雪が積もつたら、つぶれるんじやないかといふことで真夜中でも補修に行く。人に見えないところで一生懸命やつておるというところもござります。

○山本保君 ありがとうございます。

今後、更に努めてまいりますが、どうか御理解を今後とも賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

持ちていかなくちやいけないので、自衛隊の方はそれはできない。命令、言つても、上から聞かなくなつて、ちや駄目ですよとなる。結局、声の大きいところへ行つてしまふ。

これはやはり、その地域から、ふだんからいないうから仕方がないことだと思いますけれども、何か、できれば地域の方ともう少しきみんと連携が取れるような体制を取つておかないと、こういつたん、万が一のときに慌ててはいけないなどと思つたものですから余分なことを申し上げました。

以上で結構でござります。ちょっと早いですが、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) 午後二時三十分に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十一分休憩

午後二時三十分開会

雪が利いたら、これまでしないたいとして、とで真夜中でも補修に行く。人に見えないところで一生懸命やつておるというところもござります。
○山本保君　ありがとうございます。
私、一つ、もう一つついでに言いますと、前にもう一つついていますと、前に実は、二年、三年前ですか、あの東海地方の豪雨のとき、自衛隊の方に本当にお世話になりました。私もその船に乗せていただきて水の中へ行つたことがあるんですが、そのときちょっと感じましたし、またそういう声も聞いたのは、本当に若

い元気な人がたくさん食料とか持つてきてくれたけれども、どこへ持っていくかが分からない。あのときは、ちょうどその地域は区役所、役所がもう全滅でございまして、実は、本当に欲しい独り暮らしのお年寄りや障害のある方のところへ

○委員長（山崎正昭君） 休憩前に引き続き、安全問題についての討議を行つてしまふ。これはやはり、その地域から、ふだんからいなから仕方がないことだと思ひますけれども、何か、できれば地域の方ともう少しきみんと連携が取れるような体制を取つておかないところ、いつたん、万が一のときに慌ててはいけないなど思つたものですから余分なことを申し上げました。

以上で結構でござります。ちょっと早いですが、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（山崎正昭君） 午後二時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時三十分開会

○委員長（山崎正昭君） ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。

委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案につき、現地において意見を聴取するため、来る五月二十九日に委員派遣を行うこととし、派遣委員、派遣地等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（山崎正昭君） 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

議事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小泉親司君 日本共産党的小泉親司でござります。

有事三法案について質問をさせていただきます。

まず私が質問したいのは、今回の法律案と日米ガイドライン、いわゆる日米防衛協力の指針、この関係でございます。

私は、今回の法案は備えあれば憂いなしで、どつかの国が日本を攻めてくる、そうした有事に備えるんだと言つておりますが、私は日米ガイドラインを読む限り、アメリカがアジア太平洋の各地で周辺事態を起こす、この戦争に協力する、それによつて日本が戦争に巻き込まれる、これがやはり私は日本の有事の最大の脅威だというふうに思ひます。

そこで、私、幾つかお聞きしますが、日米ガイドライン、今度の新しい九六年に進められたガイドラインは、周辺事態でアメリカの戦争が起こして、日本が自衛隊ばかりじゃなくて自治体や民間が協力する、それによつて日本の有事が、周辺事態が波及して起こる、こういう大変具体的で詳細な私は計画が書かれていると思います。

この問題について、例えば今、國務副長官のアーミーテージ氏は、アメリカの国防大学の関係でのレポート、通称アーミーテージ・レポートと言つてゐる中で何と言つてゐるかといふと、日米同盟を米英同盟、アメリカとイギリスの同盟に近づけるためには何が必要かといふところで、危機管理体制法、すなわち私は有事立法のことだと思いますが、危機管理体制などの立法処置を含む日米ガイドラインの完全な実施、これが大変重要だということを指摘しております。

○國務大臣(石破茂君) 今回の有事法制というの有事法制はこの新ガイドラインと大変密接な関係があると思いますが、長官はいかがお考えでございますか。

私は、まず防衛庁長官にお尋ねしたいのは、今回は、再三答弁申し上げておりますように、昭和五十二年から研究を始めておるものでござります。むしろ、これは自衛隊法ができたときから、本来、例えば百三条の政令などというのは自衛隊法ができたときからの問題でございます。

そういたしますと、この有事法制の研究あるいはその結果としての部分もありますが、今回の武力事態法というものとガイドラインというものは直接の連関があるものではございません。それぞれが事態として、それは共通想定のようなこともあるのかかもしれません、これは本来別個のものでございます。

アーミテージ・レポートについてのお話がございましたが、これはアーミテージ氏が政権に入る前にいわゆる民間人の立場でまとめたレポートでございますから、アーミテージ・レポートに沿いましてあれこれ申し上げることはいかがなものかというふうに私は思っております。

○小泉親司君 長官は、今度の有事法制法案と、有事法制法案と日本ガイドラインが全く関係ないと、こうおっしゃるんですか。

○國務大臣(石破茂君) それは結果として関係がある場面もございますでしょう。それは、武力攻撃予測事態というものと周辺事態というものがどうなるのだという御議論は参議院においても承つておるところでございます。しかしながら、それは別々の法律でございますし、これが周辺事態であるとか予測事態であるとかいうことは別々の法律に基づいて決まるものでございますから、それが論理的に連関をするとは思つていいないというふとを申し上げておるだけのことです。

○小泉親司君 防衛庁長官は日本ガイドラインをよく読んでおられない。なぜ読んでおられないかというと、日米新ガイドラインの中には、(発言を

する者あり) ちょっと聞きなさいよ、新ガイドラインの中には、周辺事態法でフオローされたもの、そうですね、それと周辺事態ではフオローされないもの、これも存在するんですよ。それはお認めになりますね。ということは、実際に今度の有事法制法案と日米ガイドラインがある局面では極めて密接な関係がある、このことはお認めになつてゐると思います。

そこで、私、お聞きしたいのは、新ガイドラインの中に日本の武力攻撃が差し迫った場合という項目がございます。このことについて、私、防衛庁にお尋ねましたら、これは言わば基本的には武力攻撃予測事態を指すんだと、こういう御説明でありますたが、この点だけ長官にまず確認しておきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 基本的にいう文言をどういうふうにその説明した者が申し上げたかどうかは私は存じませんけれども、そういう場合といふのはござります。それは当然あります。差し迫った場合とというものと武力攻撃予測事態、それが、しかしながら、先ほど来申し上げておりますように別々の法律に基づいて別々の認定を行うものでございますから、結果的に同じという場合は、それは結果としてございます。

しかししながら、どういう例か、なかなかこう思ひ浮かべるというか、想定するのは、前提がいろいろございますから、ここでこういう場合といふのを申し上げるのはいかがなものかと思いますが、それが全く重ならない場合といふのも当然あります。そこでございまして、それがそのまま論理的に重なるものだということにはならないということを申し上げておるわけでございます。

○小泉親司君 私は、あり得るかあり得ないかといえば、それは様々な問題があると、これはもう私も認めます。しかし、これは長官も一致することを申し上げておるわけでございます。

○小泉親司君 私は、そこでちょっとと確認しておきたいんですが、ガイドラインというのは日米の両政府の合意なんという場合があるということをおっしゃっているわけですから。

日本は、武力攻撃が差し迫った場合、つまり武力攻撃の予測事態で何をやるかといふことがあります。しかし、それはみんな二年後だと、こういう話ですね。

私は、日米ガイドライン読みますと、武力攻撃予測事態が、つまり日本の武力攻撃が差し迫った場合について大変具体的に書いてある。四つやると書いてあるんです。よろしいですか。今ちょっとあれですから確認しますと、一つは、調整メカニズムを立ち上げる。うなずいておられるからそうだと思います。二番目は、よろしいですか。今ちょっとあれです。三つ目は、警戒監視体制を強化する。もう一つは、アメリカが来援してくる、つまり部隊を日本に展開してくる、そういう場合の備えを行う。この四つ言つてあるわけですね。よろしいですか。

その四つの問題について、私は、一つまずお聞きしますが、武力攻撃予測事態になつたら調整メカニズムを立ち上げる、これ、ガイドラインの合意であります。調整メカニズムというのは何か。これは、日本は外務省、防衛庁、アメリカは国務省、国防省、アメリカ大使館、それから在日米軍、自衛隊、これが一つのメカニズムを立ち上げる、よろしいですね。その点について今度の法律を見るところ、今度は武力攻撃予測事態では今度の法律は対処本部を作る、総理大臣を筆頭とした。じゃ、武力攻撃予測事態が起きた。日本の武力攻撃が差し迫った場合に、日米ガイドラインの調整メカニズムと、この法律で定めるいわゆる対処本部、この

○国務大臣(石破茂君) 調整メカニズムと対処本部はどういう関係に立つかという御質問かと思います。

この対処本部というのは、結局、日本に武力攻撃予測事態なり武力攻撃事態なりが起こつたとき、にどのように対処すべきかということを政府の中において検討すると、そういう仕組みでござります。調整メカニズムというものは、この武力攻撃事態法に基づいているものではございません。それぞれは別個のものでございます。

しかしながら、日本に対する武力攻撃が発生したような場合、その場合にはどうしてそれを排除するかということについて連絡ということを行わされることになるであります。そして、予測事態の場合には、これは日本に対する武力攻撃が加えられていくわけではありませんので、そのようなことは当然生じないと、ことでございま

予測事態において日本が米国のために何ができるかということにつきましては、これから検討をしてまいります。したがいまして、予測事態においてどうなのかということは、その範囲においては今の時点においてお答えをすることは難しいと思います。

○小泉親司君 ということは、日米ガイドラインの流れで調整メカニズムがある、この法律に基づいて総理大臣の筆頭とする対処本部ができる、これはお認めになりました。それから、この二つの組織が連関すると。

ということは、調整メカニズムでやられる、いわゆることは中心は日米軍事協議ですな。この軍事協議の問題で中身は、中身はあなたはこれからだと言つておられるからそれを問うているんじやなくて、ということは、つまりアメリカの要望といふのは、この調整メカニズムを通じて日本の総理大臣がやる対処本部の方針、これに反映される、これは間違いないですね。

の例えは政治的な二一ツというのもござります。あります。軍事的なものとのことです。それはこの調整メカニズムのみを通じて日本政府に伝えられるのかということをお尋ねになりますと、これはある意味、別に逃げるわけではありませんが、外務省の所掌に係る部分も大きゅうござりますので、私がここで責任を持った答弁といふものはいたしかねます。しかし、それのみが日本の対処本部に伝えることになるのかと言われば、ほかにもいろんなルートはあるのだろうとうふうには思つております。

○小泉親司君 私は別にそういうことを聞いているんじゃないなくて、防衛庁長官が自衛隊の言わば最高責任者じゃないけれども責任者であられるから、自衛隊のいわゆる軍事計画を米軍と一緒に調整メカニズムで組んでいるわけですよ。それはお認めになるでしよう。そのときに、アメリカ軍の意向が、軍事面の意向が対処方針に反映されるのかと私は聞いているんです。これは極めて単純な話です。

○國務大臣(石破茂君) ここは何をお意図なさつての御質問か、ちょっと私の理解力が不足でよく分からなくて恐縮なのでありますけれども、アメリカの軍事的な要請というものが反映をされることがあるのかということでございます。

それは、武力攻撃予測事態となるいは武力攻撃事態と全く局面はこれは違う。何が違うかといえば、武力攻撃を受けているかないかということによって違うわけでございます。

米軍の軍事的な二一ツというものがどのように反映をされるか。その場合に、対処本部というものが責任を持たねばならない部分と調整メカニズムにおいて完結する部分と、いろんなものがあるのだろうと思つております。それが対処本部において議論をされねばならないというものを含む場合には、それは可能性として排除されることはなのではないかと、私は現在のところそのように考えておりますが、所掌の大臣ではございません

○小泉親司君　余り私は意図して聞いておりませ
るので、余り。
　その次に、「一番目に私が聞きたいのは、「日
米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によつて
選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を
確保するために必要な準備を行う。」と書いてあ
ります。これは武力攻撃予測事態で、米軍と自衛
隊が合意された準備段階を持つんだということを
書いてあります。どういう準備段階を持つんです
おられます。

攻撃事態であるとか、そういう場合に何を行ふのかということはこれから決めるでござります。それは国会の御承認をいただいて決まるでございまして、あるいは私がその委員の御質問を混同して答弁を申し上げたのかもしれません。おまえはそう言つて重大なことを言つたのだと、こう言われれば、それはごめんなさい、聞き違いですと、こういうことにならうかと思ひます……○小泉親司君 いや、聞き違ひじやないよ、言い違ひだよ。

○國務大臣(石破茂君) 言い違い、失礼。聞き間違いと言ひ違いの合成みたいなものでござりますが。

○國務大臣(石破茂君) そこに書いてあるのは実に当たり前のことが書いてあると私は思つておりますが、準備段階としてどうなのかということをお尋ねになりますと、それは周辺事態等々におけるままで、私どもが輸送等々定められたことを行つますが、それを実施するためにいかなることが準備段階として必要なのであらうかと。それはもう個々具体的なニーズに従つて決められることだと思つております。

○小泉親司君 私は、周辺事態のことを言つております。

つまり、予測事態において何かができるかということは、当然その周辺事態法に基づいて行うということではございません。それは武力攻撃予測事態というものが起つたとして、それにはどういうような支援ができるか、武力攻撃予測事態に基づいて行う場合にはどうするのかということは、これから決まってくることだということをございま

攻撃予測事態のときに周辺事態の対応をするとおっしゃった。これは重大な答弁ですよ。よろしいですか。武力攻撃予測事態のときに周辺事態をあなたはやるとおっしゃっている。あなたは周辺事態のことをやると今おっしゃったじやないですか。そんなごまかしちゃ駄目ですよ。

の武力攻撃予測事態の話、ちょっと聞いてくださいよ。よくのものと、よろしいですか、それから日米ガイドラインの話は別々だと一番初めにおつしやった。だから、別々なんであれば、その準備段階を取るということは、この法律に基づかないで準備行動を米軍と自衛隊が取るんですよ。武力攻撃予測事態から。違うんですか。だから、

備段階を取ると。どういう準備段階というふうに私はお聞きしたら、あなたは周辺事態のときに輸送のニーズだとか補給のニーズにこたえる行動を自衛隊がやるんだ、こうおっしゃったんですよ。
違うんですか。

その準備段階というのは具体的にどういうふうな準備段階を取っていくのかと。これは、長官、私、問題にしてているのは、どういうことを言つてはいるかというと、周辺事態が起きる、今さつきおつしやつたから。その上で、間に武力攻撃予測事態がある。これは法律の対応は長官言われるよう違ちがうかもしれない。しかし、

例えば波及していく場合があるわけで、波及してきて武力攻撃の予測事態になる。それから、そこから準備行動を取つて武力攻撃事態が、武力攻撃が起きた可能性がある。この法案はそういうことを言つているんですよ。

となると、武力攻撃予測事態を判定した後、ガイドラインに基づいて米軍と自衛隊が準備行動を取るんだとガイドラインでは言つておる。法律で何も言つていないんですから、よろしいですか、取るんだとガイドラインには言つておる。法律で具体的にその準備段階はどういうことを取るんだと。あなた方は日本有事に備えが大事だと言うのであれば、どういう準備段階になつていいか、具体的に言つてください。

○國務大臣(石破茂君) それは、事態が周辺事態から武力攻撃予測事態になり、武力攻撃事態にならざるということがあり得るというのはそなうだろうと思います。

できれば、武力攻撃事態にならないよう武力攻撃予測事態の段階で止めるということが大事で

攻撃予測事態に日米協力というのは行われるわ

けであつて、これが周辺事態から必ず予測事態に

なり、予測事態から必ず武力攻撃事態になるのだ

ということではなくて、周辺事態から武力攻撃予

測事態のところは少し差があることではございま

す。ちょっと質的な差が生ずることもございます

し、必ずしも同一の事象が推移するとは限りませ

ん。

測事態のところは少し差があることではございま

す。ちょっと質的な差が生ずることもございます

し、必ずしも同一の事象が推移するとは限りませ

ん。

しかししながら、そのときにおいて、じや、武力攻撃予測事態においても周辺事態法といつものを使つてやるのかどうなのかということにつきましま

しては、これはそれ別個の法律に基づく別個の判断でございますから、周辺事態法によつて行う

のだというようなことには論理的には必ずしもな

らないということだと思います。

いずれにいたしましても、予測事態あるいは武

力攻撃事態において米軍との関係をどのようにし

ていくかという法律を、これからそういうふうな委員の御議論も踏まえた上で、きちんと整理をして私どもとしては立法し、国会の御審議をいただ

く、そういうことにならうかと思います。

○小泉親司君 だから、先ほども言うように、準

備行動は、日米ガイドラインで定められた準備行

動というのは今度の法律のどこに入つてあるんで

すか、じや、長官。これは法律と違うんです。も

う既に米軍と自衛隊の準備行動の段階が合意され

ているんじゃないですか。

○國務大臣(石破茂君) これ、書いてあるもの読

みまして恐縮でございますが、こういうことを御

理解をいただきたいと思っておるのですね。

「準備のための共通の基準の確立」というものがござります。それは、「日米両国政府は、日本

の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素が

確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他

の事項を明らかにするものである。日本に対する

武力攻撃が差し迫つてゐる場合には、日米両国政

府の合意により共通の準備段階が選択され、これ

が、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の

防衛のための準備のレベルに反映される。」何か

直訳調で恐縮でございますけれども、こういうこ

とになるわけでござります。

○小泉親司君 そんなことは私、分かつて言つて

いるんです。

あなたね、先ほど、何遍も言つておるよう

に、四つあるうちのその一つが今、防衛庁長官が

述べたことが、やるんだと書いてあるじゃないで

すか。それは、あなたが読んだところは、一番最

後に書いてある準備段階のまとめた話をあなたは

読んでるだけなんですよ。僕が読んでいるのは、

この武力攻撃予測事態との関係で読んでるんで

すよ。

だから、私、この点については大変、この準備

行動の問題について、私、引き続きこの問題やり

ます。私が、もう一つお尋ねしたいのは、私、こ

の問題について質問主意書を政府に出しました。

この質問主意書の中で何というふうに言つたかと

いいますと、これ、今日は中谷前防衛廳長官がい

ないので残念ですが、中谷長官が防衛廳長官のと

きに、私は日米共同作戦計画及びこの日米ガイド

ラインに基づく周辺事態の相互協力計画はまと

まつたのかという質問をいたしました。そのとき

に、今度の政府の答弁書というのは、日米共同作

戦計画と相互協力計画の検討というものがまと

まつて、昨年、日米安全保障協議委員会に報告さ

れた。つまり、これは防衛廳長官も出ておられる

協議委員会で報告をされたというふうに書かれて

おります。

そのときに、私、お尋ねしたいのですが、この

日米でまとめた日米ガイドラインに基づく日米共

同作戦計画、この中に、この準備段階に関する行

動というのは入つておるんですか入つてないん

ですか、どっちですか。

○國務大臣(石破茂君) これ、委員、既に御案内

とか相互協力計画というのを指針において我が

国及び米国政府が行うとしているわけではござい

ません。これは、お読みになつてもお分かりにな

るとおりでござります。両国政府が行いますのは、

共同作戦計画についての検討でござりますし、相

互協力計画についての検討ということをやるんだ

ということが書かれておるわけでござります。

したがいまして、委員がおっしゃいますように、

じや、共同作戦計画の中にそのようなものは入つ

ているのかと、こういうふうにお尋ねかと思いま

すけれども、そのようなものができ上がりつておる

わけではございませんで、その検討というのを行つておるということでござります。

この検討というのは常に、エンドレスという言葉を使っていいのかどうか知りませんが、常に從

属性的に、常態的なされるものでございまして、

これから先も、日米間で調整していくといふことになつておるわけでござります。

その共同計画の検討ということと共同作戦計画

といふものは別個のものであるということは、委員

員、既に御案内のとおりでござります。

○國務大臣(石破茂君) ということは、一定まとまつておるものがあるということはお認めになつてお

思ひます。一定まとまつておるものですよ、エン

ドレスに進むかもしねないけれども、一定まと

まつておるもの。じや、日米安保協議委員会でそ

ういうことをやつておるんですから、あなた方は、

それはもうあなたの報告に出している。

しかし私は、ここで私、指摘したいのは、今度

の武力攻撃事態法案の中のどういう、いわゆる武

力攻撃予測事態から武力攻撃事態、武力攻撃に及

ぶ一連の手順、手続、こういうふうなものは私は

既に日米の両政府でガイドラインに基づいて協議

されている、これは私は間違いないと思うんです。

ところが、その問題について大変具体的にもかか

わらず、法律の方では全く具体的じゃない。先ほ

ど言いましたガイドラインだけ読んでも、私、四

つの問題で大変具体的なことが書いてあると思いま

す。

私は、こういう日米共同作戦計画の検討、こうい

う問題については私はきちんと国民にこれ、公表

するべきだと思いますが、防衛廳長官、いかがですか。

それから、時間がないので私、お聞きしますが、

官房長官、その日米共同作戦計画の検討、相互協

力計画の検討というのがこの政府の質問主意書の

中に載つておりますが、これはあなたはお読みになつておるんですか。

○國務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

今申し上げたとおりのお話でございまして、何

をするかというと、検討をやるのだということで

ありますまして、それは常に見直しが行われているものでござります。

これがどういう段階にあるかといいますと、平

成十三年の九月に、日米軍副司令官及び米軍関係

者から成る共同計画検討委員会、BPCというも

のの存在は委員も御案内のとおりでござります

が、そのレベルにおいて、それまでの作業の進捗

といふのを確認をいたしておるところでございま

す。
に聞いてお聞きをします

それでは、その中身は何なのだねということでおざいますが、それはもう、具体的な内容に入りますと、これまさしく我が国が、そしてまた米国がどのように行動するのかということの内容に直接かかわるものでございます。

今回の法案は、私は武力攻撃予測事態というの大変重要な核心だというふうに思います。もう既に防衛庁長官も、周辺事態と武力攻撃予測事態が重なり合うこと、このことはもうお認めになつていていますので、まず私、福田官房長官にお尋ねしますが、この法律の法案二条七項では、自治体や指定公共機関などが自衛隊の軍事行動や米軍の軍事行動を支援する、このことが定められておりますが、これは当然、武力攻撃の予測事態からこれらの支援を行うことになると思いますが、長官、

辺、そのときに具体的にはどういう支援をするのか。これは周辺事態法でも、この支援については日本がまだ戦争起きていない事態で、例えば施設の提供、補給、輸送、整備、こういうことができるということが取り決められておりますが、ほんのむねこの周辺事態法での支援と同じようなものになるんですか。

○國務大臣(福田康夫君)　ただいま答弁したとおりでございまして、この対処措置の具体的内容、実施手続等について、それぞれの法令の規定に従うということになりました、まだこれからそういう整備をするということでございます。

○小泉親司君　整備内容について、つまり、どういうふうな具体的な武力攻撃予測事態という、まだ日本に武力攻撃がない場合から、どのような米

じや、どういうふうに対応をするのかということは、周辺事態は確かに御指摘のように別表といふものはございます。武力攻撃予測事態はこれから作ることになります。しかし、どういう場合におきましても、私どもが今、武力攻撃を受けているわけではないということから考えまして、そしてまた、我が国は武力攻撃を受けているわけではないわけですから、アメリカ軍もそのための武力行動というものをやっているわけではないということも事実でございます。そうしますと、そこの共通点を踏まえながら、私どもとしてはその両者がきちんと整合するように、そしてまた、武力攻撃予測事態が武力攻撃事態にならないようになってまいりたいと思っているわけでございます。

○小泉親司君 それでは福田官房長官にお聞きしますが、先ほど長官は、武力攻撃予測事態で自治体や指定公機関が米軍に対して支援ができるとすることを答弁されましたか、これ、具体的に言

一体どういうものだという議論が盛んにあります
が、私は、もう既に米軍と自衛隊の間でガイドライン
に基づいて様々な日米の軍事協議が行われて
いる。これは私は、もう歴史的にずっと自衛隊が
やっていることだけれども、一九九六年のガイド

○小泉親司君 ちょっと私の質問に答えていただいている、ないと思うんですが、その支援は武力攻撃予測事態、この事態から適用されるんですかとお聞きしているんです。ちょっと後ろしつかりしてよ。

○國務大臣(福田康夫君) この、先ほども委員おつしやられた法案第一条第七号、これは対処措置の定義を定めた規定でございます。対処措置とは、
対処基本方針が定められてから発せられるまでの間になつております。

別表という形で行われている、こういう支援というのはやらないんですか、やるんですけど、こういう中身は、長官、どうですか。いや、官房長官。
○國務大臣(石破茂君) これから検討することになるわけでござります。
いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、るる、周辺事態にいたしましても予測事態におきましても、我が国に対する武力攻撃というのは発生をしていない状況でございます。ただ、それが周辺事態である場合と武力攻撃をしました場合には、より緊迫度が高いということは当然起り得ることなのだろうと思っています。つまり、周辺事態というのはそのまま放置す

は、もしかした方が備えだと言うのならば、今アーリカ軍と自衛隊がこういう協議をやっている、そういう危険があるんだという、もしかした方がそういうことを示せるのであれば、私はそういう点はきちんと国民に私は公表すべきだということを要求しておきたいと思います。

○小泉親司君　まだ日本が武力攻撃がない、日本
の武力攻撃予測事態から、つまり自治体や指定公
共機関が米軍に対しても支援も行うことができる。
これはこのことに、これは二条七項イの(2)であり
ますけれども、それが私、できるということを長
いの(1)、(1)及び(2)に定める対処措置には武力攻撃
予測事態における対処措置も含まれるということ
であります。

官はお認めになつたものだと思ひますか、じゃ周辺、そのときに具体的にはどういう支援をするのか。これは周辺事態法でも、この支援については日本がまだ戦争起きていない事態で、例えば施設の提供、補給、輸送、整備、こういうことができることとが取り決められておりますが、ほほおむねこの周辺事態法での支援と同じようなものになるんですか。

○國務大臣(福田康夫君)　ただいま答弁したところでございまして、この対処措置の具体的内容、実施手続等について、それぞれの法令の規定に従うということになりまして、まだこれからそういう整備をするということでございます。

○小泉親司君　整備内容について、つまり、どういうふうな具体的な武力攻撃予測事態という、まだ日本に武力攻撃がない段階から、どのような米軍の支援を行うかというのが具体的に分からぬというのは、私はこれは重要な問題だと思うんですよ。

そこで、私、周辺事態法でいわゆる表である、別表という形で行われている、こういう支援といふのはやらないんですね、やるんですけど、こういう中身は。長官、どうですか。いや、官房長官。

○國務大臣(石破茂君)　これから検討することになるわけでござります。

いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、るる、周辺事態にいたしましても予測事態におきましても、我が国に対する武力攻撃というのは発生をしていない状況でございます。ただ、それが周辺事態である場合と武力攻撃予測事態ということは、我が国といふことに着目をしました場合には、より緊迫度が高いということは当然起こり得ることなのだろうと思つてます。つまり、周辺事態というのはそのまま放置すれば我が国の安全に影響を与える、そういう事態でございまし、予測事態というのは我が国に対する攻撃とすることが予測される事態ですから、そこには差はあるということでございます。いたしましても、両者に共通しますものは、我

が国に対する武力攻撃は行われていないということになるわけであります。

じゃ、どういうふうに対応をするのかというこ
とは、周辺事態は確かに御指摘のように別表とい
うものはございます。武力攻撃予測事態はこれか
ら作ることになります。しかし、どういう場合に
おきましても、私どもが今、武力攻撃を受けてい
るわけではないということから考えまして、そし
てまた、我が国は武力攻撃を受けているわけでは
ないわけですから、アメリカ軍もそのための武力
行動というものをやつているわけではないという
ことも事実でございます。そうしますと、そことの
共通点を踏まえながら、私どもとしてはその両者
がきちんと整合するように、そしてまた、武力攻
撃予測事態が武力攻撃事態にならないようになって
まいりたいと思ってるわけでございます。

○小泉親司君　それでは福田官房長官にお聞きし
ますが、先ほど長官は、武力攻撃予測事態で自治
体や指定公共機関が米軍に対して支援ができると
いうことを答弁されましたが、これ、具体的に言
いますと、指定公共機関というのは、例えばとい
うことでのいわゆる災害対策基本法の指定六十機
関、これを示されておりますけれども、例えば、
そういうことが求められるか、そういうことも含
めまして今後この法制の中で整備をしていくと、
こういうことができるがあるということ、この点は間
違ひございませんね。

○國務大臣(福田康夫君)　ただいまの指定公共機
関等につきまして、具体的にその指定公共機関、
どういうことが求められるか、そういうことも含
めまして今後この法制の中で整備をしていくと、
こういう考え方でございます。

○小泉親司君　いや、そうじやなくてですね、武
力攻撃予測事態でやると言つてあるんだから。指
定公共機関がこれは六十機関あるけれども、具體
的にあなたの方は災害対策基本法の六十機関のもの
を示しているじゃないですか、そういうものに準

したが、必要性を検討の上定めるということになら
るわけでございます。すべて必要なことであれば
必要性があれば、憲法の範囲内においてやります。
しかし、必要性のない」とまだやる必要もござい
ません。

○小泉親司君 私は、先ほども言いましたように、
公共団体、指定公共機関、それが各々何をすれば
武力攻撃事態というものが避け得るのかという点
において私どもは考えてまいりたい。したがつて、
委員がおつしやることも含めまして今後検討して
まいるということですぞいります。

その点も含めまして、これから先、検討をするということになります。当然、憲法の範囲内で行うことのございますし、そしてまた国会の御審議をいただくことでござりますから、その時々にまたいろんな御指摘をいただきながら、誤りなきを期してまいるのは当然のことだと考えております。

ますか。
しかし、この日米同盟という言葉をめぐつて時
の外務大臣が辞任されるということがありまし
た。それは鈴木善幸総理のときでありまして、一
九八一年五月、鈴木總理が訪米をされて、日米共
同声明を出された。その共同声明の中に、日米は
同盟関係にあるという文言がありました。これに
対して、帰國されてからの国会で、野党側から、

○小泉親司君 私、この法律は、例えば武力攻撃予測事態で米軍と自衛隊がどういうことを動くんだと質問すれば、いや、これからだと、そして今度は、いわゆる米軍に対して自治体や民間がどういう協力するんだと、これからだと。これ全く中身がない。プログラム法、プログラム法と言いますけれども、日米ガイドラインの方でどんどんどんどん話が進みながら具体的には何にも国会に明らかにしないというのは、これは私は非常に重大な問題だと思います。

遍も私繰り返しますが、これはいわゆる拒否することができる。しかし、今度の法律の仕組みでは、いわゆる自治体や指定公共機関が武力攻撃予測事態で米軍に支援する場合については、これは十五条を中心としたものを使えば十分強制的にこれは支援をさせることができる。こういう私は仕組みを作るものだということを、私、この法案の点では大変周辺事態法と違う中身があると。この点はどうなんですか。今、うなずいておられるけれども、お認めになるんですか。

○國務大臣(石破茂君) 別にうなずいたわけでは

の武力攻撃予測事態での違いというのは私は明確だと思います。
ですから、その点で、この仕組みを使えば大変強制的に、まだ日本の武力攻撃が起ころる前から米軍に対する支援が強制的に行われる中身を持つたものだということを強く指摘をして、私は周辺事態と、まだ先制攻撃の問題もやつていませんし、その他やつていませんので、これ、もう一度改めて質問をさせていただきます。
今日はこれで終わります。

が、軍事同盟は含みませんという答弁をされたんですね。専ら民主主義と自由を共有する関係だと。これに対して外務省は、それを代表された伊東外務大臣は、日米同盟は当然、安保条約に絡んで軍事的な関係もあると、こういう答弁をされ、閣内不統一ということになりました。当時はこの日米同盟という言葉にも大変気を遣っておられたんですね、先輩の皆さん。結局、伊東外務大臣が責任を取つて辞任されるということに発展をしたわけです。

その根源をたどつてみると、まず憲法がありま

その点で長官はお答えになつてない。周辺事態での協力と、よろしいですか、自治体と指定公共機関の協力と、武力攻撃予測事態での自治体指定公共機関の協力というのは、私は、一方はいわゆる極めて拒否ができる、つまり強制的な面が、

○國務大臣(石破茂君) 別にうなずいたわけではございませんで、同意をしてうなずいているわけではございません。今後、不動の姿勢で委員のお話を聞かねばならないと思っております。

○田英夫君 この戦争にまつわる安全保障という問題は、大変デリケートといいましょうか、国際情勢とも密接に関連しますし、難しい問題であります。これを議論するとき、考えるときには、やはりこの六十年近く戦後の国会の中で我々の先輩が議論してこられた、そのことを学んで、学びます。

その根源をたどつてみると、まず憲法がありま
すよ。戦争をしない、軍隊は持たないという憲法
がある。一方で、日本は日米安保条約というもの
を結んでいる。これは率直に言えば矛盾するん
ですよ。その矛盾をずっと引きずつてきてる。そ
こで、どちらに重点を置くかというようなことで
歴代政府がある意味でいえば悩んだ。

制的な問題が担保されている、政府答弁によつて
ですよ。法律ぢやないですよ。しかし、こちらの
方については担保がない。つまり、強制的な言わ
ば仕組みも取り得る余地がこれはあると。当然な
んじないですか、防衛庁長官、この点もお認め

力攻撃予測事態というものは、それはおのずと違う判断がある場合があるということだと思っていてます。それは重なることでもございましょうが、違う判断をすることもございます。

つまり、もう何度も繰り返しませんが、日本に付する攻撃といふものが予測されるということに

ながる現状を考へていかなければならぬと、そういうことを痛感しております。その意味で、二つの例を挙げてみたいんですが、一つは政治的な問題、もう一つは兵器の問題ですが、もちろんたくさんの方事例がありますが、その中から二つ取り上げてみたんです。

歴代政府がある意味でいえば悩んだ。私は、昭和三十七年ですから一九六二年、ちょうど安保条約、サンフランシスコ平和条約が結ばれてから十年たったときに、もう引退しておられた吉田茂総理を大磯のお宅に訪ねて、新聞記者として、十年を回顧してというお話を聞いたことがあります。そのときに、吉田さんは率直に、今世

○國務大臣(石破茂君) 私の言い方が悪くて再三の答弁で委員のお時間をお使いさせて申し訳ないのですが、その点も含めまして検討ということなのでございます。

ですから、どうすれば一番武力攻撃事態にならずに済むかということを考えましょう。国、地方

おいて、どうすればそれが最悪の日本に対する武力攻撃にならないかということをまず考えなければいけない。私どもにとって一番大事なことは、国民の生命、財産、国の独立と安全を守ることでござりますから、そのためにはが一番いいのだろうかということは考えてまいります。

一つは、これは今日は残念ながら小泉総理も川口外務大臣もおられませんけれども、このお二人が特にしばしば日米同盟という言葉を使われます。今、官房長官も会見の中で言われるかもしれません、私の気が付いたのは、やはりそのお二人が非常にしばしば安易に使っておられるといい

あります。そのときに、吉田さんは率直に、今世界は米ソの鋭い対立の中にあるじゃないかと。当時は、もととそのことが日本にとっては、ようやく国際社会に復帰しようというときに非常に重要な問題だったと。私は自由主義者だから自由陣営を選んだんですよ。そして、憲法があるから、そ

れをどう対処するかということで安保条約を結んだ、私の責任で。御承知のとおりあの安保条約は最初のときには同行された方はだれも署名していないんですね、吉田茂さん一人署名している。責任を持つてやりましたと、こういうことを言わされました。

考えてみると非常な決断だったと思います。しかし同時に、そこからこの憲法と安保条約の矛盾

そういうものが出てきたんじゃないでしょうか。
そういう意味で、これは官房長官に伺いたいん
ですけれども、今その矛盾というのを感じられま
すか。いかがでしょう。

○國務大臣(福田康夫君) 昔の懐かしいお話を伺
いまして、あのころと今いろいろな国際情勢も
変わつてきていると、
今は、国際情勢も二言ござり、皆の令成大統計比

私は、国際情勢的には言えは
べて、大きな紛争が起ころる、国際的な紛争が起ころ
る、それはなくなつたんじやないのかなというふ
うに思います。そういう中で、意識もだんだんと
変わつてきている、特に我が国の国民の意識も変
わつてきてているんじやないかなというように思ひ
ます。

ですから、確かにその同盟という、日米同盟で
問題になつたという、そういうときもございまし
た。今から二十数年前になりますね。そしてまた、
十年ちょっと前にはPKO法案で自衛隊が海外で
活躍することについて物すごい議論があつたわけ
でございまして、そういうことを経て今の状態に

そして、今回、有事法制というものもお出ししたわけでございまして、今御審議いただいておりますけれども、そういうことも、今から二十五年ぐらい前に、これは検討するということで、その後、今申しましたような国民の意識の変化といふことも踏まえまして、ここ数年、この有事法制、法制化をすべきでないか、そういうような議論が高まってきた、国会の中でもそういうような議論が多かったというふうに承知しておりますし、そしてまた、与党の方でも、十二年だつたと思いま

すけれども、平成十二年だったと思いますけれども、法制化を目指した検討を政府に要請するという、そういうような与党としての考え方、これも出てきた。こういうことでございまして、それ以来、その時々の総理大臣の施政方針などにも有事法制の法制化というような課題が出てきた、こう

いうふうに記憶いたしております。

○田英夫君 私は、今度のいわゆる有事法制といふものを見るにつけて、考えるにつけて、やはり憲法という基本を大事にする、そして日米安保条約という一つの当時の国際情勢、東西対立、冷戦構造という中で、米ソが鋭く対立している中で作られたその条約の方は流動的に考える、これが自然な考え方だと思ってるんです。したがって、あくまでも大切にするのは憲法だと。

もう一つ、兵器のことで気に入らぬことは、空中給油機ですね。これは、やはり長年先輩の人たちがここで議論してきた。一九七三年、田中角栄

内閣のときにこの部屋で予算委員会でしたけれども、私は傍聴をしていたんですが、この空中給油機の問題が初めて本格的に議論された。そこで田中総理は極めて明快にその場で総理の責任においてはつきり言われたのを覚えてますが、「第一点、空中給油はいたしません。第二点、空中給油機は保持しません。第三点、空中給油に対する演習、訓練その他もいたしません」、こういうことを答弁をされて、そのとき既にF-4ファントムを導入をして空中給油のためのアダプターを付けるという作業を始めようとしていた、自衛隊

は。それを全部中止したんですね、総理の一言で。
これが発端だと思います。

二人ちょうどおられますけれども、進んできて、ついに持つと、予算まで付けましたね。この問題

ももう少し先輩の議論をよく検討をしていただきたかったなと思っています。

（おおむね）でよくお対応できるようにするんだ。こういう説明に変わってきておりますけれども、やはりこの問題もそう簡単に北朝鮮がというようなことで考へていいかどうかという気がいたします。

○國務大臣（石破茂君） 本当に私たちの世代は、先輩の方々のいろんな御経験や御見識というのを虚心坦懐に承らねばならないというふうに思つておるところでございます。

○防衛府長官、どうですか。

○國務大臣（石破茂君） 本当に私たちの世代は、この空中給油・輸送機、私どもは空中給油機という言い方はいたしておりません、空中給油・輸送機という言い方をさせていただいております。これはKCという言葉を使うことになりますが、

空中給油も行いますか輸送も行う。今私どもが持つておりますのは政府専用機の747、プロペラ四発のC130、ジェット双発のC1でござります。それ大き過ぎるということ、あるいは遅過ぎる、足が短過ぎる、そういうふうな短所を持つております。これを補う飛行機はないだろかということ、そして空中給油も兼ねられるものはないだらうかということで、ケロシンカーゴという空中給油・輸送機の導入を検討してまいりました。そこでございます。

たが、まさしく今先生御指摘のとおり、空中警戒、コンバット・エア・パトロールというものを行ひませんと、非常に戦闘機のスピードが速くなつた。F 4は第一世代の戦闘機でございますが、F 15という第三戦闘機の世代が入つてきました。そしてまた、ほかの国もミグ21とか25であつたものが27にな

り、スピード27になり、ミグ30になり、そういうふうに物すごく速いスピードになってきたと、

こと。そして、空対地ミサイルというものが発射されれば、本当にわずかの期間で日本本土まで到達し得るというようないろんな戦略上、戦術上の変化が生じてきた。

それじゃ、今までのままでいいだろうかということを考えましたときに、やはり空中警戒というか、コンバット・エア・パトロールということを

やこでおかなければ日本にミサイルが到達をする
ということもあり得るだろう。そういうことが一
つござります。もう一つは、輸送機というものが
そういうニーズに合つたものがなかつたというこ
ともありました。

もう一つは、これも先生御案内のことですが、
私が、私どもは訓練空域といふものは非常に狭
いございます。そして、それは海上に設定をさ
れております。例えば、小松からジェット機が、
F15でもいいのですけれども、これが訓練に行き
ます。しかしながら、そこまで行つて少し訓練を
したらまた帰つてこなければいかぬ。本当にそれ
で乗員の練度は上がるだらうかということもあり

それやこれやいろんなことを勘案をいたしまして、過去の議論もよく存じておりますが、私どもは空中給油・輸送機を入れたからといって決して他国を侵略をするということはあり得ない、このことさえきちんとおけば、空中給油・輸送機の有用性は当然十分にあるものだというふうに私はもは考えておる次第でございます。

○田英夫君 私は、そう思わないんですね。やっぱり根源の憲法ということをもつと重要視する必要があると思いますし、いかにも戦争の準備をし

ているという、そういうふうに外国からも受け取られる、そのことを配慮すべきですし、既に六月にはアラスカでアメリカの給油機から油を受け取る、給油される訓練をF15を六機持つていつてやろうという計画があるようありますけれども、大変危険なことだと思っています。

そこで、話題が変わったのですが、前原さん、久間さんもわざわざお出掛けいただいて済みません。ありがとうございます。

もつと詳しく実は伺いたいのですが、ずばり言つて、衆議院で修正をなさつたその御本人に伺いたいんですが、民主党側から人権という関係のことを主張されて、それは私もよく理解できます。結果として、憲法の十四条以下こういうものをどう修正になつたわけですが、基本的な意図といいますか、考え方をお話しいただきたいと思いま

す。

○衆議院議員(前原誠司君) 先生のお話をこの間、そして今日聞かせていただきまして、根本的に戦争を絶対起こしてはいけないという思いは共有をしております。そして、この法律ができると外交的効果は一切変わるものであつてはいけないと思ひますし、有事法制ができたとしても、使われない法律にしなければいけないという認識を持つてゐるということは冒頭お伝えをしておきたいと

いうふうに思います。

その前提で、政府案はどういう、原案はどういうものだつたかといいますと、私は、有事の際に国がいかに動きやすくするのか、国や地方公共団体に協力を求めるのかといったところが中心に置かれていた、そこに重点が置かれていたのが私は政府原案なんだと思います。その結果として、だけでは通すべきではないと思っていましたの國民保護法制は後回し、そして先生御質問の基本的人権については訓示規定程度のものしか書いていない、そしてまた民主的統制の在り方についても不十分と、こういう私は内容だったんだろうと思います。

確かに、有事になれば、主権国家がなくなつた國民の保護もないわけですから、国が国民や地

方公共団体に協力を求めるということは分かりますけれども、じゃ、求められる立場の、正に先ほど先生は憲法は大切だとおっしゃつた、憲法に書かれた基本的人権の尊重というものがこの有事の際にもしっかりと、公共の福祉という名の下で過剰に侵害されないかどうかなのか、そういったことを

守をし、そして修正合意の中では、国民保護法制の中にも基本的人権の個別の内容についてもしっかりと詳しい入念的な書きぶりをする中で担保をされなければならないということでこの修正を保されなければいけないということでこの修正を保されたということになります。

○田英夫君 残念ながら時間がなくなつてしまつましたが、私は、今言われた考え方、重ねて申し上げますが、よく理解できます。しかし同時に、こういうことが法律の中に入つたからといって、本当にに戦争のときには人権などと言つてゐるもの

は全部すつ飛ぶんだと。殺すんですから、人を、殺し合いをするんですから、もう人権も何も全部吹つ飛んでしまうんですよ。それは私の戦争体験の中から痛感しています。ということをやっぱり考えておかなければ、やはりその意味からも、絶対に戦争というものをこれから後々の世代に体験させてはならないということを感じながら、終わ

りたいと思います。

○舛添要一君 まず私は、今回のこの法案、衆議院で九割の賛成を得て通過したというのは、大変

うものがだつたかといいますと、国が、国や地方公共団体に協力を求めるのかといったところが中心に置かれていた、そこに重点が置かれていたのが私は非常に国の根幹にかかる重要な法律を与党は新しいシステム始まつたばかりなので、もつともっと良くしていくための努力をやっていきたいと、そういうふうに思います。

私は、私の原点は、政治家として日本国民の生

うして維持するのかと、このことに尽きるわけでありまして、非常に苦い思い出がござります。阪神大震災のときに、緊急の事態に対応するシステムがちゃんとなつたために、どれだけの命が、失われなくてよかつた生命が失われたのか。

それから、お隣の国では核兵器を開発しているという独裁者がいるわけです。そして、アメリカの議会での証言にありますように、麻薬は売るわ、不正な大量殺りく兵器は作るわ、そして海上保安庁の方々、大変御苦労なさつて、命の危険を冒してこの不審船の対策に当たらないといけない。隣の国の独裁者である指導者が自分から核兵器を開発しているということを明言しているわけです。そういう状況において、今仮にノドンミサイルの上に核弾頭を積んでこの東京に向かつて十分前にその独裁者が撃ついたら、我々は三分以内で死にますよ、全員。ちゃんとした防衛の整備ができるわけですから。

ですから、そういう観点から、どうすれば国民を守ることができるかということをちゃんとやるのは私は政治家の使命だと思いますから、そういう観点から、今日は大所高所に立つて質問をいたしたいと思います。

まず最初に、外務副大臣、やつぱり九・一一のテロ以降、国際情勢は大きく変化したと思います。そして、アメリカ一国主義なのか国連協調主義なのかと、こういうことの論点もございます。今の国際情勢、冷戦が終わる、その後またこういう状況になつた、この厳しい状況であると思いますけれども、イラクの戦争もございました。それまでた、今申し上げました北朝鮮の金正日体制の大問題がある。これを外務省としてどういうふうにして認識なさつてゐるのか、お答え願いたいと思います。

○舛添要一君 国連の機能及び機能不全について、私はやつぱり今回のイラク戦争を見て、これは十分機能しているとは思えない。そして、安全保障理事会、いろんな制約が我が国にとつてはございません。つまり、先ほど、十分前にミサイル撃たれたらという話をしましたけれども、じゃ、だれがどういう形で、自衛隊の諸君も一生懸命やるんでしょうけれども、救つてくれますかと。安保理緊急理事会を開いて話し合いをやつていてうちにやられてしまうと。そういうことでありますから、日米関係、日米の同盟関係を機能させないといけないわけですけれども。

私は、国連の機能不全を補うためにも、我が国は国連第二の拠出、国連の分担金の第一の、世界第二の拠出国としてもつと発言力を持ってよろし

アラビア、モロッコ、イスラエル等で相次いで发生了テロ事件に見られるように、国際的なテロの脅威は依然として深刻です。また、弾道ミサイル、四十か国以上が保有するなど、大量破壊兵器との運搬手段としてのミサイルの拡散は、我が国が位置するアジア太平洋地域においても深刻な脅威となつておることは事実だと思います。さらにはより詳しい入念的な書きぶりをする中で担当をし、そして修正合意の中では、国民保護法制の中にも基本的人権の個別の内容についてもしっかりと詳しい入念的な書きぶりをする中で担当をされなければならないということを

求めたということになります。しかし同時に、こういうことが法律の中に入つたからといって、本当にに戦争のときには人権などと言つてゐるもの

は全部すつ飛ぶんだと。殺すんですから、人を、殺し合いをするんですから、もう人権も何も全部吹つ飛んでしまうんですよ。それは私の戦争体験の中から痛感しています。ということをやっぱり考えておかなければ、やはりその意味からも、絶対に戦争というものをこれから後々の世代に体験させてはならないということを感じながら、終わ

りたいと思います。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

しかば、今回の法案でありますけれども、国全体として基本的な危機管理体制の整備を図るという観点から、國の独立と主権、国民の安全を確保するため、平素からこのような法制を整えておくことが國としての責務だというふうに考えておられます。

〔委員長着席、理事阿部正俊君着席〕

私は、國連の機能不全について、私はやつぱり今回のイラク戦争を見て、これは十分機能しているとは思えない。そして、安全保障理事会、いろんな制約が我が国にとつてはございません。つまり、先ほど、十分前にミサイル撃たれたらという話をしましたけれども、じゃ、だれがどういう形で、自衛隊の諸君も一生懸命やるんでしょうけれども、救つてくれますかと。安保理緊急理事会を開いて話し合いをやつていてうちにやられてしまうと。そういうことでありますから、日米関係、日米の同盟関係を機能させないといけないわけですけれども。

いと思います。そのためには、第二次大戦で勝った国、つまりアメリカ、今のロシア、中国、イギリス、フランス、全部核兵器を持っています。こういう国が安全保障理事会を独占しているのではなくて、常任理事会です、拒否権を持った。我が國も堂々とそこに入つて、核を持たない国として大きな発言力を持っていくということは非常に重要なと、そういう政策は持つておられるのか。これはあきらめたのか、もうやる気なくなつたのか。どうですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 我が国としての安保理の加盟ということになりますけれども、国会改革を前提にしてその思いを述べようというような一つの経過がございました。既に……(「国連だよ」と呼ぶ者あり) 国連、国連、はい国連改革、国連改革であります。済みません。

既にもう十年経過したわけでありますけれども、先ほども答弁申し上げました、改革後の、かつ、そしてどうやって新常任理事国を選んでいくんだ、なおかつ拒否権の扱いを今度どう対応するんだ等々のそれぞれの意見の收れんを見ておりません。ですから、なかなかこの問題、改革といふ観点からして非常に難しい、まだまだ問題が山積していることは事実であります。

しかしながら、今回のイラクの問題をめぐって、安保理の役割が改めて浮き彫りになつたことも事実だと思います。ですから、そのことを受けて、今後、従前にも増して国連の場での議論、改革のかぎを握る英國を始めとする関係国との協議を精力的に重ねていくことを通じて、安保理改革の早期実現に向けて改めて積極的に取り組んでいきたい、かように考えております。

○舛添要一君 日本が安保理の常任理事国になるという方向での努力はやるということですか、やらないということですか。

○副大臣(矢野哲朗君) 従来の方針どおり、今後努力していくことを考えております。

○舛添要一君 私はやるべきだと思いますけれども、やるために前提として、普通の国家が持つてあるべきかかるべき制度を持つていなければ、そんなものは幾ら手を挙げたって常任理事国なんかだれも相手にしない。ジュネーブ条約四条、捕虜の人道的扱いについての規約も何にもないんですね。だれも戦争をやりたいと思ってやるわけじゃないけれども、万が一そういうふうになつたときに、そういう人道的なシステムだつてちゃんとやつっていない。今回だつて、それ間に合つていなんです。

ですから、少なくとも日本国民をそういう武力攻撃の事態なんかでちゃんと守れるための必要な最低限の法制、こんなものがないのは我が国だけ

と思いますが、さてそこで、国民の立場に立つて見たときに、何から我々の生命、財産を守るかといつたときに、この国は非常に天然災害が多いですね。地震もあれば風水害もあります。そういうことからも守らないといけないし、先ほど阪神大震災の例を挙げましたけれども、私はサリンのときには現場におりまして、これ私はずっと今でも防衛庁に申し上げているんですが、とにかく化学防護隊が来るのが遅い。要するに、パトカーに先導されて、のんびりとは言わないけれども、自分でサイレン付いていかつたんですから。こういう状況で死なないでいい人が死んでいるんですよ。ですから、まず武力攻撃よりも前に、やっぱりテロの可能性が、特に九一一以降、みんな心配しています。今仮に日本の高層ビルにアルカイダのような連中が飛行機で突っ込んだらどうするんですか。

そういうことを考えて、まず国土交通省、特に海上保安庁にお伺いをしたいと思いますけれども、今回、法改正で、特に民主党の皆さん方の御努力でこのテロの問題についてかなり一歩踏み込んだというふうに思いますけれども、今回の法改正を機会に不審船などについてちゃんと対策は取られているのか。やっぱり一番国民が心配しているのは、この前の対応で一生懸命頑張られて、まさ幸いなことに波が高かつたのか向こうのロケットが当たらなかつたから良かつたんですね。後ろ見たら海上自衛隊の護衛艦が来ていないんだから。やられていたら、だれがこれ対応していたんですか。

こういうことについて、海上保安庁、国土交通省、ちゃんとやっているのか。それから、もちろん警察がテロの第一線に立たないといけない。警察庁はどうなのか。それから、その後ろを最後守る防衛庁、どうなのかな。今回の法改正との絡みでそういうことがちゃんとならないきや、幾ら法律を作つたってもう何にもならないんで、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げた

いと思います。

先生今御指摘の不審船の問題あるいはテロの問題でございますけれども、不審船の事案につきましては、政府の基本方針といたしまして、海上保安庁は警察機関でございますので、警察機関としまず第一次的に対処すべきであるという基本方針がございますので、これにのつとつて対応するわけでございますが、私どもいたしましては、これまでのいろんな事案がございました。そういう事案を踏まえまして、例えば法制面につきましては、平成十三年の十一月に海上保安庁法を改正していただきました。そういうた整備を、制度面の整備をしていただくとともに、他方で装備の問題もございます。

装備面につきましては、御指摘の一昨年の十二月のいわゆる九州南西海域におきます不審船事件がございましたが、こういった事件などを踏まえまして、当庁の海上保安官、その事案におきまして三名が負傷したわけでございますけれども、海上保安官の安全を確保しながら、より一層の確にこういった不審船に対応が取れるようについてここで、十四年度補正予算でございますとか十五年度当初予算も含めまして、いろんな装備面の充実強化もおかげさまで図らせていただいている最中でございます。

他方、当然ながら、あとソフト面、運用面の問題があろうかと思つております。運用面につきましても、いわゆる共同対処マニュアル、こういったものを作り、あるいは共同訓練を実施する、あるいは最も基本でございます情報の共有化をきちんととするということによつて、一層迅速な連絡の確保等を図る等々によりまして、自衛隊との連携というものを緊密にして、いこうということなどを取り組んでおりまして、こうしたことによつて不審船の対処についても万全を期したいというふうには考えてございます。

他方、一般的なテロ、一番、テロ対策、テロ攻撃として守るべき大変重要施設として原子力発電所のようなものがございます。こういったことには

つきましても、警察との間でホットラインを設定する等の緊密な連携体制を取りながら、私どもとしては巡視艇艇に機関砲あるいは自動小銃等、こういった所要の武器を搭載し、二十四時間、現在、警備体制をしております。

不審船あるいはテロの問題、こういうことに対し
まして不斷の見直しを行ながら、今後ともこれ
らの事案には的確に対応していくのが
海上保安庁の考え方でございます。

海上保安庁等々の関係省庁との連携も重要であると考えておりますので、警視庁と海上保安庁の本庁、あるいは現場の警察部隊と原発の沖合で警戒に当たつていただいております巡視船との間で緊密な協力体制を取つておるところであります。

さらに、自衛隊との連携でござりますけれども、一般的の警察力をもつては治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊に治安出動命令が下されまして、警察と自衛隊とが連携して対処することになります。警察は、そういう場合に備えまして、昨年来、自衛隊との間で共同図上訓練を実施をしておるところであります。

す。

しかし、それでも今後とも関係省庁などと緊密に連携を取りながら、テロへの対処に間隙の生じないように全力を尽くしてまいりたいと考えて

○舛添要一君 防衛庁。
○政府参考人(西川徹矢君) 防衛庁の方からお答
えあります。

えいたします。
今、海上保安庁と警察の方から、第一義的にはこの手の事案に対しましては警察機関であります。

両庁でやつていただくという形で、いわゆる後詰めという形で当方が担当しておりますが、ダブルところはちらよと省略をして、いたどきま

して、不審船につきましては、とりわけ先般の南西海域不審船ですね、この事案をかんがみまして、

先ほど海保の方から早い段階での情報の共有をすると、こういう話がございましたが、あの段階で当方といたしましては画像の情報を送るのに相当

時間が掛かりました。これを反省いたしまして、現在、それを迅速に送れるような装備を飛行機並びに地上局の方に設けておる。

それから、先ほど来、先ほど話がございました、いわゆるいざというときに海自の船が周りにないところがちょっとございましたが、先段のその

事案の反省で、政府といたしまして不測の事態に対応するために、配備、事案の発生の段階から早い段階から当方の船も一応出ていくと、そして

海上警備行動に移つた場合には直ちにその不測の事態を招くことなく対応できるような措置をするというふうな形で、いろんな形のものを対応しているところでござりますが。

要らぬいわれにいたる。そこをほきにしなしから何か戦争のためのおどろおどろしい法案だみたいなことのプロパガンダに負けちやうわけですよ

だから、そこをはつきり言つてください。
○政府参考人(西川徹矢君) 先ほど来、化学防護
車等につきましても相当いろいろな御意見を賜り

まして、現在、ちょっと現状から先にお話しさせていただきますと、化学防護車につきましては今は全車両、緊急自動車の指定をすることができ

ちょっと、緊急自動車全般の状況についてまずお話をさせていただきたいと思いますが、これはております。

先般のN.B.C等始めて災害派遣等に対する国民の大変な期待の高まりと、こういうものを我々踏まえまして、この緊急自動車の指定に際する

車両所要数がどれだけあるかということを実は検証いたしまして、三つのポイント、三つの原則挙げましてですね、化学防護車は全車緊急指定すると

それから、震災の、災害対策のため初動で出ます
部隊、これの部隊の車にそれぞれ複数の必要な数
の緊急自動車は下げる。これまでつきり申しま

の間で、中隊に二台ぐらいですね。普通中隊に二台ぐらいだと、こういうことを考えております。その他、お手元の方で、

あと 消防用の自動車あるいは緊急用自動車を持っております、救急用の自動車持っておりますがこれについてはもう全車両行ける。ということです

実は、十二年で約三千両ございましたが、緊急自働車ですね、十三、十四と来まして三千四百両に増えまして、これだけあればおおむねいけるだ

うと、こういう状況であります。
なお、先ほど、高速公路のお話でございましたが、現在、高速公路につきましては通行料の数々

が一応緊急自動車で走っている場合には免除され
ておりますので、先ほどの化学防護車の場合はそ
のままで走らしていただけると、こういうこととし

なるかと思います。

○舛添要一君 警察の方が、省庁の縛張りでもつたいぶつて、自衛隊ごとにサイレンや赤ランプをそう簡単に上げてたまるかと、そういうような意識はまだありますか。

○政府参考人(矢代隆義君) 御安心いただきたいと思いますが、自衛隊車両の緊急自動車、今、防衛厅から御説明のあつたとおりでございますが、自衛隊の各駐屯地司令等の申請で各都道府県公安委員会が指定しているわけですが、この指定が迅速かつ円滑に行われますよう、あらかじめ防衛厅と警察厅で調整を図り、各都道府県公安委員会に事前連絡しておるわけでございます。

今お話をありましたように、指定につきましては、消防用自動車等、単独で運用されるものはすべてやるわけでございますし、また、部隊単位で運用される車両につきましては、その部隊活動に必要な台数をということでそれぞれ申請を受けておりまして、今ほどのお話のように、平成十三年に、防衛厅におきましては、近年の自衛隊の災害派遣等に対する国民の期待の高まりを踏まえまして、必要な緊急自動車の車両数について検証されておりまして、指定車両の増加要望がございました。その結果、平成十二年末現在で約三千台でございましたが、平成十四年度末現在では、今ほどのお話のように約三千四百台を指定しているところでございまして、化学防護車もここに入っているわけでございます。

警察厅といたしましては、災害等の発生時に自衛隊がその持てる機能を十全に發揮できますようするために、引き続き防衛厅と連携協力していくところです。○舛添要一君 是非、その言葉だけではなくて、行動で示していただきたいと思います。

さて、そこで、私は実を言うと自民党の中でもむしろ民主党案に近い方で、これは党のいろんな委員会でずっと申し上げてきたことですが、それは、国民の立場から立つてみますと、自然災害であれテロであれ武力攻撃であれ、とにかく警察で

あれ消防であれ自衛隊であれ、命を守つてもらわればいいわけですから、そういう意味ではこれは

実はまとめてやる、そのためにこういう緊急事態に対する基本的な法制というのをプログラム的にも作つていくということは一つのやり方だらうと思つていています。今でもそう思つていています。

それから、今、警察厅と防衛厅、自衛隊、この連携をよくやってくれということを申し上げたのは、やつぱりなかなか現場において対立関係がありまして、先ほどちょっとパロディー化して言つたのは、戦争中は軍隊の方が力持つていて、信号のゴー・ストップ事件というのがあって、兵隊さんが、大日本帝国陸軍の兵隊さんが信号無視して、お巡りさんがピピッと笛吹いて、こら、信号守れと言つたら、大日本帝国陸軍の兵隊に向かつて何

と言うか、無礼者と言つて、これは軍隊の方が勝つたんですね。その遺恨試合じゃないけれども、戦後はそんな警察の方が上だという、まああえてカリカチュア的に言うと、そういう話すら出てくるので、なかなかやつぱりこれは、省庁の縛張りで、なかなかやつぱりこれは、省庁の縛張りといふのは、これ解消するのは、言うは易いんですけど、現実には非常に難しい。

そういう意味では、日本版のFEMAのような緊急事態厅とか緊急危機管理厅というのを作るのも一つの案かなと思つてますので、私は民主党の提案というのはそれなりの意義があるというふうに思つていますけれども、久間委員に、この点について、じゃ、なぜ駄目なのか。

○衆議院議員(久間章生君) 政府案が出てきますときには、与党でいろいろ議論がありましたときに、舛添委員からそのときもいろんな指摘がございました。しかしながら、そのときも、完全なものはできないかもしれないけれども、一步前進をしておりますけれども、いよいよいつでこういう案になつた次へつなげようということです。○舛添要一君 は、本当に民主黨さんから出てまいりました。ただ、さはざりながら、危機管理厅というような

そういう形でやりますときには、アメリカのFEM Aを念頭に置いておられますけれども、これはどちらかというと災害を念頭に置いた組織じゃないかなどと思います。そして、アメリカの場合はやつ

整するという、そういう役割もございますからあればそのまま機能したんだと思いますけれども、あのテロなんかをきっかけにしまして、アメリカでもいわゆるFEMAではなくて国土安全省といつてはもう少し幅広く世界各国のいろんな例を研究しながら政府において検討してもらった方がいいんじゃないかと。

そういうことで、今度修正に当たって、そのまま取り入れるんじゃなくて検討するということにしたわけでございまして、決してこれに反対とかなんとかということではございません。どうせ作るならば更にいいものをというそういう思いもあって、世界各国の例を検討してもらって、その中で更にいいものを、アメリカのFEMAというここにこだわらないでやつた方がいいんじゃないかなというふうに思つております。

それと災害、もう今、大災害ももちろんですけれども、いろんな、災害基本法という法律がありますが、一応それに基づいて今機能しているわけですがござります。それで結構慣れている点もござりますから、それとの関係なんかもどうしていくのか。あるいはまた、テロといいましてもサイバーテロみたいな形になつたときにこれはどうなのか。今の警察の一番の問題点というのは、都道府県警察になつておる。警察厅は確かに調整機能としてありますけれども、実際、警察法でも、内閣総理大臣をトップにして布告を出す場合、それはもう治安のいわゆる騒擾のときだけございますが、あるいはまた、テロといいましてもサイバーテロみたいためになつたときにこれがどうなのか。

だから、特に例えば原子力災害特別措置法なんかは、この間のいわゆるウランの放射能漏れのあいう事件であつたわけでござりますけれども、たして技術的にもできるんかなという、そういう思いも実は私自身はいたしました。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

だから、特に例えば原子力災害特別措置法なんかは、この間のいわゆるウランの放射能漏れのあいう事件であつたわけでござりますけれども、あのとき一つ取つてみましても、これは知事が避難を勧告しようと思つても、どこまでを避難といいますか、放射能漏れの場合どこまでを引かせたらしいのかと、そういう判断は都道府県知事でもできなわけでありますし、これは原子力の専門家がやらないとできないわけでござります。

だから、それぞれの内容が全然違うもので、それを一つの基本法でくくつて一つの対策本部を作つてさつとやれるような形に果たしてできるんかなと。武力攻撃の場合はまた、これまた防衛厅が中心になつてやらざるを得ないと思いますけれども、方があつたときには、一応先へ進もうという形でのような形で処理させていただいたわけあります。

○舛添要一君 大変よく分かりました。

ただ、災害救助法や災害対策基本法は今おつしやいました、それから大規模地震対策特別措置法もございます、それから今回の自衛隊法の百三条の改正と、これ何とか一つにできなかなといふことは非常に大きゅうございますか、どうですか。それが、業務従事命令が災害対策基本法ありますね、こういうものを、まだ百三条の改正では十分ではないですね。

つまり、私のポイントは、災害対策関係の法律とテロないし今度武力攻撃事態、これを一体化して一つの基本法的なものにまとめるに際してのどに問題が、技術的な問題があるのかと。

○衆議院議員(久間章生君) それぞれの態様といいますか内容が非常に違うものですから、そういうやつを一つの基本法でくくつてしまふことが果たして技術的にもできるんかなという、そういう思いも実は私自身はいたしました。

だから、特に例えば原子力災害特別措置法なんかは、この間のいわゆるウランの放射能漏れのあいう事件であつたわけでござりますけれども、たして技術的にもできるんかなという、そういう

ども、そういう意味で、これから先のそういうようなくくり方、そういう法律の作り方、これもやはり非常に真摯に研究しながら各党でいいものを作つていった方がいいんじゃないかと。少なくとも今の段階で、民主党さんが出しておる基本法を、はい、そうですということで認めるには余りにもまだ整理がされていないと、そういうような印象を受けましたので、これも一応衆議院では継続審議にしたまま、これから先の扱いも含めて研究しているこうというふうになつたわけあります。

○舛添要一君 今度は前原議員の方にお伺いします。

あれだけ多様な意見をお持ちの民主党がここまでもまとまって歩み寄られたということには大変な敬意を表しますけれども、特に基本的人権との絡みを非常に強調なさいましたけれども、私は、もちろん公共の福祉という制限がありますけれども、日本国憲法はちゃんと基本的人権規定している。しかし、例えばドイツの憲法のように、緊急事態の規定がないんですね。で、いろんな議論の混乱の元がそこにあるんじやないかと、これまでの有事法制の審議についても。

これ実は参議院で、憲法九条と安全保障についての議論が参議院の憲法調査会で始まりました。憲法調査会の中でもこういう議論はいたしておりましたし、皆さん自由に闊達に議論を行っていますけれども、憲法を少しでもいいものに変えていくという観点から見たときに、かえつて緊急事態の規定があつた方が、御懸念のように今度の有事法制で十分人権守れないじやないかと、そういうことがなくなるんじやないかと思いますが、その絡みはどういうふうにお考えでしょうか。

○衆議院議員(前原誠司君) おとついですか、答弁をさせていただきましたけれども、憲法には、委員御指摘のように緊急事態というか危機管理に関する条文が全くと言つていいほどないと、あえて言うのであれば第五十四条の参議院の緊急集会したがいまして、憲法に緊急事態、有事の規定

がないために、我が党が基本法にこだわつて、そこにしつかりと、有事を余り想定していないんではないかという段階で作られた憲法にそういう印象が定がないのだから、基本法というものを作つて、しっかりと緊急事態、有事に対して、憲法にも書きかれているような基本的人権の尊重であるとかあるいは民主的統制の在り方というものを基本法にしつかり書くべきだと、こういう思いの中で基本法を出させていただいたのは、今、委員が御指摘のとおりでございます。

したがつて、そのスキームは当然ながら最高法規である憲法を前提にしておりますけれども、今御指摘のよう、憲法改正の議論のときには当然ながら、ドイツのボン基本法には憲法にそういつたことはしつかり書かれていると、ロシアの憲法でもそういったことが書かれているということを考えれば、当然考えられなければならないポイントであるというふうに私は認識をしております。

○舛添要一君 その絡みでもう一点前原議員にお伺いしたいんですけれども、やっぱ憲法の前文

で国際協調主義を高らかにうたつていて

が、憲法の中に国際協調という条項がないんです

ね。私は章立てで国際協調というようなことを

あってもいいと思って、その中で例えば自衛隊を

含めて我々が持つてある資源を国際協調のために

活用するということがあつていい。そういうこと

がないものですから、PKO法についてとか、ま

ず、防衛庁長官、国民保護法制というときに、か

つての有事法制研究では第一分類、第二分類、第

三分類という言い方をされましたですね。第

二分類的なところまでは大体今度できましたと

で、第三分類、先ほど冒頭にジュネーブ条約四条

の話をしましたけれども、この問題も含めてどう

いう進捗状況でございますか。検討状況、第三分類について。

○國務大臣(石破茂君) これは官房長官からお答

えになるのがよろしいのですが、済みません、今

いらっしゃいませんので。

私が承知しております範囲におきましては、國

民保護法制の輪郭というものが出来ました。それを

けれども、政治家として前原議員はどういうよ

うお考えでしようか。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、少し間接的に

はなりますけれども、今の国際協調というものは

かという話になりますので、そのところを今詰

めておる段階だと承知をいたしております。

第三分類というのは、要するにどこの省庁の所

管だかよく分からぬねと、これが第三分類でござ

いますから、そのところを内閣官房を中心とし

ながら、特に国民保護に関するごぞいます

ので、地方公共団体、警察、消防その他いろいろ、

そういうところと議論をしながらやつておるところ

でございます。

この法案におきまして、委員とも党で議論をさ

せていただいたことでもございますが、何で整備

本部というのを作つたのかと、こういいますと、

そこにおいてやはりいろんな方の意見が入つてこ

ないといかぬのだろうと、霞が関だけで、永田町

だけで全部分かるわけではありません。

例えば、

地元公共団体はどのように考えるのか、じや民間

事業者はどのように考えるのか、そういう意見が

そこにおいて反映をされて、その責任において

法律を作る、そしてそれを速やかに出すというこ

とで、国民保護法制整備本部というものと、そし

て二年以内が速やかにというふうに変わつたとこ

ろに私は大きな意義があると思つております。

○舛添要一君 さて、これから国民保護法制を一

年以内に作つていかないといけない、それから米

軍支援法制についても考えないといけない。

今後の課題に移りたいと思いますけれども、ま

ず、防衛庁長官、国民保護法制というときに、か

つての有事法制研究では第一分類、第二分類、第

三分類という言い方をされましたですね。第

二分類的なところまでは大体今度できましたと

で、第三分類、先ほど冒頭にジュネーブ条約四条

の話をしましたけれども、この問題も含めてどう

いう進捗状況でございますか。検討状況、第三分

類について。

○國務大臣(石破茂君) これは官房長官からお答

えになるのがよろしいのですが、済みません、今

いらっしゃいませんので。

私が承知しております範囲におきましては、國

民保護法制の輪郭というものが出来ました。それを

けれども、政治家として前原議員はどういうよ

うお考えでしようか。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、少し間接的に

はなりますけれども、今の国際協調というものは

かという話になりますので、そのところを今詰

めておる段階だと承知をいたしております。

第三分類というのは、要するにどこの省庁の所

管だかよく分からぬねと、これが第三分類でござ

りますから、そのところを内閣官房を中心とし

ながら、特に国民保護に関するごぞいます

ので、地方公共団体、警察、消防その他いろいろ、

そういうところと議論をしながらやつておるところ

でございます。

この法案におきまして、委員とも党で議論をさ

せていただいたことでもございますが、何で整備

本部というのを作つたのかと、こういいますと、

そこにおいてやはりいろんな方の意見が入つてこ

ないといかぬのだろうと、霞が関だけで、永田町

だけで全部分かるわけではありません。

例えば、

地元公共団体はどのように考えるのか、じや民間

事業者はどのように考えるのか、そういう意見が

そこにおいて反映をされて、その責任において

法律を作る、そしてそれを速やかに出すというこ

とで、国民保護法制整備本部というものと、そし

て二年以内が速やかにというふうに変わつたとこ

ろに私は大きな意義があると思つております。

○舛添要一君 さて、これから国民保護法制を一

年以内に作つていかないといけない、それから米

軍支援法制についても考えないといけない。

今後の課題に移りたいと思いますけれども、ま

ず、防衛庁長官、国民保護法制というときに、か

つての有事法制研究では第一分類、第二分類、第

三分類という言い方をされましたですね。第

二分類的なところまでは大体今度できましたと

で、第三分類、先ほど冒頭にジュネーブ条約四条

の話をしましたけれども、この問題も含めてどう

いう進捗状況でございますか。検討状況、第三分

類について。

○國務大臣(石破茂君) これは官房長官からお答

えになるのがよろしいのですが、済みません、今

いらっしゃいませんので。

私が承知しております範囲におきましては、國

民保護法制の輪郭というものが出来ました。それを

けれども、政治家として前原議員はどういうよ

うお考えでしようか。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、少し間接的に

はなりますけれども、今の国際協調というものは

かという話になりますので、そのところを今詰

めておる段階だと承知をいたしております。

第三分類というのは、要するにどこの省庁の所

管だかよく分からぬねと、これが第三分類でござ

りますから、そのところを内閣官房を中心とし

ながら、特に国民保護に関するごぞいます

ので、地方公共団体、警察、消防その他いろいろ、

そういうところと議論をしながらやつておるところ

でございます。

この法案におきまして、委員とも党で議論をさ

せていただいたことでもございますが、何で整備

本部というのを作つたのかと、こういいますと、

そこにおいてやはりいろんな方の意見が入つてこ

ないといかぬのだろうと、霞が関だけで、永田町

だけで全部分かるわけではありません。

例えば、

地元公共団体はどのように考えるのか、じや民間

事業者はどのように考えるのか、そういう意見が

そこにおいて反映をされて、その責任において

法律を作る、そしてそれを速やかに出すというこ

とで、国民保護法制整備本部というものと、そし

て二年以内が速やかにというふうに変わつたとこ

ろに私は大きな意義があると思つております。

○舛添要一君 さて、これから国民保護法制を一

年以内に作つていかないといけない、それから米

軍支援法制についても考えないといけない。

今後の課題に移りたいと思いますけれども、ま

ず、防衛庁長官、国民保護法制というときに、か

つての有事法制研究では第一分類、第二分類、第

三分類という言い方をされましたですね。第

二分類的なところまでは大体今度できましたと

で、第三分類、先ほど冒頭にジュネーブ条約四条

の話をしましたけれども、この問題も含めてどう

いう進捗状況でございますか。検討状況、第三分

類について。

○國務大臣(石破茂君) これは官房長官からお答

えになるのがよろしいのですが、済みません、今

いらっしゃいませんので。

私が承知しております範囲におきましては、國

民保護法制の輪郭というものが出来ました。それを

けれども、政治家として前原議員はどういうよ

うお考えでしようか。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、少し間接的に

はなりますけれども、今の国際協調というものは

かという話になりますので、そのところを今詰

めておる段階だと承知をいたしております。

第三分類というのは、要するにどこの省庁の所

管だかよく分からぬねと、これが第三分類でござ

りますから、そのところを内閣官房を中心とし

ながら、特に国民保護に関するごぞいます

ので、地方公共団体、警察、消防その他いろいろ、

そういうところと議論をしながらやつておるところ

でございます。

ミニーティーでしっかりとやりなさいよということが書いてあるわけです。例えば、これ国土交通省にお伺いしますけれども、このスイスでここまでやるのかなと思って、実際、私、訓練をやっているのをしようと眺めていましたから、これは韓国もそうですけれども、高速道路の中央分離帯が外せるようになつてあります。そして、これ外すと滑走路になるんです。スイスのミラージュ戦闘機というのは、少々カーブしていったつてできる、離発着できるようになっている。じゃ、その真ん中のくいをだれが取り外すかというのは地域の住民が外すわけです。それやこれやいろんなことがありますけれども。

例えば、いわゆる武力攻撃事態のようなことが起つたときに、こういうことが連邦内閣に与えられた非常大権として、公共輸送手段に対する戦

時の時刻表の決定、つまり、列車のダイヤが普通のダイヤとぱつと二十四時間以内に変わるわけです。

みんな、国民皆兵ですから自分で鉄砲扱いで行くわけなんで、じゃ、どこに敵が来たから、ど

こに陣地作るからみんな行けといったときに、移動の手段、それぞれ車で行くわけにいかないから

鉄道に乗つて行くわけですね。そうすると、軍隊輸送用に変わると。ここまで徹底してもう既に昔からやつてあるわけですね。

一例ですけれども、国土交通省として、本当に国民を保護しようと思うと、道路渋滞して動きま

せんと、空からも行くでしようけれども、鉄道が一番いいというようなときに、例えばそういうこ

とをやる権限を持つておやりになる気はありますか。

○政府参考人(鷹頭誠君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、武力攻撃事態といつたような緊急事態が生じた場合に、現行法上、旅客列車優先から軍事輸送優先への切替えという権限は国土交通省、現在持つております。

そういうことで、そういう事態、緊急事態が生じた場合に、どのくらいの規模で、どのくらいの規模でどういう区間で何をどれぐらいの必要性で

運ぶかという点につきましては、最も情報を有し、判断できるのは武力攻撃事態対処法案に規定しま

す対策本部だと思います。したがいまして、その対策本部の方で方針を出していただきまして、国土交通省はその方針を受けて、鉄道事業者なりな

んなりに私どもの持つております権限で最大限対応すると、こうしたことになつていくのではないかと思つております。

○舛添要一君 これは私の感想だと思つて聞いておいていただきたいんですけども、元旦から正月にかけて初もうでする人が一杯いるということ

で、鉄道会社は全部ダイヤ、そつちに振り替える

わけですね。日本国民の生命と財産が危うくなつたときに組み替えないといふ。どつちがおかしいのか、どつちが国際的な常識にかなうのかと、そういうことの議論もやつて、やっぱり国民の立場に立つた法制ということを考えてもらいたいというふうに思います。

同じ民間防衛絡みで、総務省、これは基本的に地方のみんな自立した自衛の組織で例えばスイスなんかやるわけですね。例えば、言葉がいいなど

うかはこれは翻訳ですから、自警団組織とあって、その自警団の団長一名、待避所責任者一名、看護

衛生責任者一名、その他少なくとも六名でそういうものをすると、もう事細かく決まつてあるわけですね。それから、各家庭もそうだし、公共の建

物には、核兵器攻撃にさらされてもいいようなシエルターまで作ることが決まつてある。これ、ある一つの極端な例です、スイス。

総務省としては、新しい法制、国民保護法制を考えるときには、今言つたような観点はどういうよう

にお考えなのか。これを余り言うと、昔の戦争中の隣組みたいな話になつてイメージ余り良くない

うんですね。なければ、国会のチエックはそれで十分なのか、政府の暴走という言葉がいかにどうか分からぬですけれども、そこを、原則は国会承認だけでも、緊急性といふ、その緊急性とのバランスということで緊張感を持つて対処していただきたいたいということですけれども、その点、防衛

搬送等につきましては、國や都道府県の指示の下、市町村あるいは消防が相当の役割を担うのではな

いかというのことを想定しております。この場合、いかといたいことを想定しております。この場合、常備の消防機関が中心的な役割を果たすのではなくいかと考えておりますけれども、消防団につきましても、これと連携をしながら一定の役割を担つていただきたいということを、担つていくことに

なるんじやないかと考えております。

また、今お話を出ましたけれども、現在でも災害発生時におきましては、地域の自主防災組織のメンバー等が自分たちの町は自分たちで守るといふ精神で、避難誘導ですとかあるいは救助等の役割を一部担つていただいている例もございます。

そこで、武力攻撃による災害があつた場合でも、これらの自主防災組織等が自主的にこういつた役割を担おうとしていただける場合には、これを国や地方自治体が支援をしていくといつたようなことを検討していいのではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

○舛添要一君 官房長官、お帰りになりましたんで、早速で恐縮でござりますけれども、ちょっと質問し残した部分をお話ししたいと思います。

国会の関与に関する件でございますけれども、私は、先ほど前原さんに申し上げたように、憲法九条が定めている自衛権、憲法がなくとも自然権として私は国家は自衛権はあると思つていま

す。これは、憲法は自衛権を認めていると解釈していいと思います。ただ、第二項の交戦権云々の項目は私は個人的にはなくていいだろうと。むしろ明記して、自衛のための武力の行使とそれから

国際協調の下での武力の行使は認めるとはつきりした方が分かりやすいんじやないかと。そして、

そういうことがないものですから、やれ個別の自衛権だ集団的自衛権だという話になつてくるけれども、国際協調をうたうならば集団的自衛権とい

うのは当然であつて、国連憲章との絡みであつても当然持つていいし、解釈、私は、だからこれを

解釈でやる、解釈変更でやるというのも不可能ではないけれども、それは多數の、三分の二以上が

発議して国民の過半数が認めればいいわけですか

ら、そういう形での憲法改正があつていいと思いま
すけれども、そろそろこういうことを、憲法調
査会では議論をし始めています。しかし、国民的
観点で議論をすべきときに来ていると思います。

けないという考え方をしております。
しかし、先ほど申しましたように、議論はこれ
はいろいろな形で進められる、正に今、国会でも
議論をされているということです。さうしますので、
大いに議論をするべきであるというように思つて
おります。

終的には国民に資するような私は政府の解釈といふもの、あるいは憲法というものを書き上げていく必要があるのではないかというふうに思つております。

そういうことも含めまして、米軍に関する法制
というものをきちんとすることが必要だというふ
うに私は考えております。

も、一議員として御指名でございますので発言させていただきますが、もやもやは共有しております。

國りたいと、そういうふうに考えていました。統いて、防衛廳長官及び福田官房長官にお伺いいたしますけれども、米軍支援体制を例えれば新たに法制化しないといけないとすれば、つまり今回の一有事法制がこれで成立をする、一年以内に国民

項目とは言いませんけれども、憲法の改正を議論すべきであるという方が過半数を占めている。私は、明治の不磨の大典じやありませんけれども、日本は国益云々、日本へ入る三事に十箇一二、

議論になつた基本的人権といふものは、あれも人の自然権といふもの、これを明文化していく、なぜ国の自然権である自衛権は明文化していないのかという問題点があると思います。

○國務大臣(石破茂君) うまくいかないと思います。それはどういうことかと云ふと、日本单独で日本が守れば結構なことでございますが、どうがうまくいかないのかいくのか、その点、明確に保護法制を作る、ここまでいいですね。米軍支援の新たなシステム作りをやらないとの有事法制がお答え願えますか。

ふうに思っていますから、そこは政治家として、私の信念として、今言つたような考え方を持つています。

が聞いてもよく分からぬような政府解釈で集団的自衛権を封印をしているということ。

見たつてこれは無理なんだということですね。
我が国として、例えばミサイルが飛んでくると、
その場合には米国に打撃をやだねると、こういう
ことになつておりますわけで、米軍なしに日本の
平和と独立はパーソナリティに守れるか、守れない、
我が国はそういう安全保障政策を選択をしておる
つけでござります。そつときこ、いや、有事こちら

（国務大臣（福田康夫君））審議に我が國は積月の根幹をなすものでございまして、また我が國の国

やることは理解のできることなんだろうというふうに思います。

さ」とだろうというふうに思います。

衛等で私は必ず壁にぶつかっていくのはもう間違

まず憲法のその考え方と申しますが解釈の仕方そのことについては、これは一定の、委員のよく御存じの考え方になるわけでございまして、それは現内閣としてはきちんと守つていかなければいけません。

で、そういふたことを大いに議論して、そして最

ば、それはそうではないということをございま

して極めて難しいということだと思っています。

そのときに何が可能かということですが、それは恐らく、燃料注入を始め、ミサイルを直立させ、日本に向けて撃てと、こういうようなお話があつたといたしますと、これは武力攻撃予測事態というよりも、それはもう武力攻撃事態の着手があつたということなのだと思います。そして、そのほかに手段がなく云々かんぬんということをございますが、それは我が方が自衛権を、武力攻撃事態であったとしても、私どもが自衛権行使しない、つまり防衛出動を下令しないということも理屈の上からあり得ることでございますね。そうしますと、そのときに何ができるのかということは、まさしく武力攻撃事態において私どもが米軍に対しても何ができるかという中で議論をされる。これは先ほどと同じ、小泉議員に対するお答えと同じことになりますが、それはまさしくこれから議論をされることになるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、憲法の範囲内できちんとした法律を作る。そのときに何ができるかと

いうことでいろんな可能性を考えてみたいと思っておりますが、何をすることが一番有用なのか、そしてそれが憲法の範囲なのかということを考え

てまいりたいと思っております。

○舛添要一君 防衛計画の大綱以来、日本の防衛

政策というのは、当たり前のことですけれども、

小規模限定的な攻撃に対しても自らの力をこれ

撃退するが、それが不可能な場合には米軍の来援

をもつて行うということになつているわけです

ね。そうしますと、そのことが日本国安全保障

の根幹で、日本人の生命と財産を外敵から守る根

幹であったにもかかわらず、その米軍が、今言つた日本を守るために出動するときに何にも日本が

できない、何にもそのことを決めてないということと自体がそもそもおかしくて、有事法制があろうがなかろうが、そういうことをやってこなかつたことは、これは歴代政府の怠慢じやないです、

福田官房長官。どちらでもいいですよ、防衛庁長官でも構わない。

○國務大臣(石破茂君) 懈慢とおしゃりをいたしました。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

そういうふうな大枠、多分こういうことはでき

るのだということはあります、それ以外のどう

いう支援ができるか、あるいは有事法制といふもの

の考え方の中で米軍をどうとらえるべきか、そ

ういう議論を精緻にしていく。懸念だとおしゃり

をいただければ、ごめんなさい。それをこれから

きちんと急いでやらせていただくということです

ございます。

○舛添要一君 つまり、有事法制できたらできたら

で、そういうことでもやらないといけないけれども、

おしかりを受ければ、ごめんなさいという話です

が、それ以前にやらなければいけなかつたことだ

ということはそのとおりだと思います。

○舛添要一君 最後に、やっぱり日本国民にとつて、北朝鮮からミサイルが飛んでくる、それが一

番の今頭の痛い、頭痛の種であります。アメリカとの間でのミサイルディフェンス研究、どこまで進んでいますか、防衛庁長官。

○國務大臣(石破茂君) これはアメリカにおいて、

はつきりさせておかなければいけないのは、日米

共同研究というのは、これは日本とアメリカにおいて、例のロケットモーターでありますとか、ノーブルズコーンでありますとか、赤外線シーカーですか、

そういうことをやっておるものでございます。こ

ぎのことを行ふんじやなくて、日米安全保障条

約といふのがちゃんとあるんだつたら、それに付

けられれば怠慢だと思います。ですから、さればこそ森内閣のときに有事法制というものを具体的に議論に乗せ、そして小泉内閣において法案の審議を

昨年もいただき、今こうしていただいておるわけ

でございます。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

支援に何ができるかということと、あるいはアメ

リカが集団的自衛権行使している、日本を守る

ために集団的自衛権行使している、そのときに日本が何ができるかなど思つております。

つまり、日本を守るために、日本に武力攻撃

が発生しておつて、集団的自衛権に基づいて日本

を守るために行動しておるアメリカの艦船、これ

に対して何ができるかという議論は、既に中曾根

内閣のときになされております。

ただ、そのときに何ができるか、つまり米軍の

済問題とか何かにつきましても発言が軽いじやないですかということを本会議等あらゆる場で、あらゆる場と言つたら言い過ぎですけれども、ちよちよく言つていますが、今回もまた非常にその典型だったなというふうに思います。

ただ軽いだけじゃないんです。ここから次に何があるかといつたら、本当に有事になつたときに、ある政府の高官が、あるいは安全保障会議でもいいですよ、持つてきましたと、見てちょっとおかしいなど、だれどもまあいいやというようなことをするんじゃないですかと、いうような推測をされても仕方がないような発言であったというふうに私は思いますので、この点に関しましてはまた小泉総理と何かの機会があつたときには是非やりたいと思っておりますけれども、是非、官房長官、私の今、の発言について、今の意見について一言御感想をちょっとお伺いして、次の質問に入つていきたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 確かにこの一番最初の条文ですが、「武力攻撃」といたしまして、その中に「おそれのある場合を含む。」と、こういうこと、それから、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」、こういう表現をしたものですから、このことについて、それは当初我々は割り切つたつもりでおつたんです。ところが、こういう議論をしてきますと、どうもやはり分かれにくい、やはり国民が、広く国民の理解を得なければいけないという法案であるという、そういう観点から考えますと、これは修正をした方がいいということでもつてこの武力攻撃事態を二分して分かりやすくしたと、こういう趣旨でございまして、私、率直にそれを認めて、自ら認めて修正したことについて御評価をいただきたい、このように思つております。

○平野達男君 評価するかどうかは別として、私の言つたかったのは、あいだの答弁の仕方が問題だということあります。それは、あれを聞いて和やかに取る人と、そんなことでいいのかといふ人と分かれると思いますが、私は後者であります。

すということであります。

それから、では質問に入りますけれども、まず

武力攻撃事態法の前段として、自衛隊の行動といふこと、行動、特に範囲ということに絞つて何点か御質問をしたいと思います。

まず、自衛隊の任務でございますけれども、これは三条の中で、平和と独立、安全の確保のために侵略から国を守るというふうに明確に規定しております。このとおりだと思います。しかし、じゃ具体的にどこでどういつた範囲で活動するかといふことにつきましては、これは時間の経過とともにどんどん変わつてきているというのが今までの実態ではないかと思います。

先ほど言いましたように、どこで何をするかとて観点を絞りたいと思いますが、御承知のように、もう皆さん御承知の、専門家の方ばかりこの席におられますから、今更今までの経過なんていうのを説明してもしようがないかもしれません、簡単にちょっとと説明をさせていただきますとPKO

いう、何についてはこれはまた、今日はちょっと余り触れる時間がないので別の機会に触れさせてもらいますけれども、どこでということに主とし

た事々、その時折時折に応じて、判断によつて法律を作つて範囲を決めてきたと思うのですが、どんどんどんどん拡大してきているんではないかと。そのときの指標は一体何だったんだろうか。それからもう一つ。最後に、このパウンドランリーというか限度というのはどこにあるんだろうか、それが今の日本の政府、この国の政府の中には考え方としてないんじゃないかというふうに思うんですけど、官房長官が御答弁なさると思います。

○國務大臣(石破茂君) 私からまずお答えいたしまして、官房長官が御答弁なさると思います。

それは何かと言うと、PKO法はいいとおつしやいましたが、それぞれ私どもの国が国際的な責任を果たすために何ができるのだろうかということだと思つております。それによつてPKOに

自衛隊を出し、そしてまたテロ対策特別措置法によつて自衛隊を出しているわけござります。

一九九六年に結ばれました。当初はこれは平時を想定しているものだつたと思いますが、次に言う

周辺事態法の制定をもつてこれは改定されたといふ経過があります。

問題なのはこの周辺事態法のころからかと思います。このところの、これは一九九九年に制定されまして、我が国の周辺地域ということで、この頭のキャプションに、「放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」というキャプションが付くわけですが、我が国周辺といふことで領域から出てきたということで、そ

の範囲の拡大をした法律であります。その後、テロ特措法というのが二〇〇一年に出ます。これは、このときは我が国周辺からまた更に出ました。それで、要するにその武力攻撃がない、要するに安

全なところであつたら輸送はいいですよという法

までして、この領海、それから周辺、それから安

全なところではどこでもいいと、どんどんど

んどんこの範囲が拡大してきている。じゃ、この後一体どこへ行くんだろうかということなんで

す。

これに対しての考え方、つまり、一つはこういつた事々、その時折時折に応じて、判断によつて法律を作つて範囲を決めてきたと思うのですが、どんどんどんどん拡大してきているんではないかと。そのときの指標は一体何だったんだろうか。それからもう一つ。最後に、このパウンドランリーというか限度というのはどこにあるんだろうか、それが今の日本の政府、この国の政府の中には考

え方としてないんじゃないかというふうに思うんですけど、官房長官が御答弁なさると思います。

○國務大臣(石破茂君) 私からまずお答えいたしまして、官房長官が御答弁なさると思います。

それは何かと言うと、PKO法はいいとおつしやいましたが、それぞれ私どもの国が国際的な責任を果たすために何ができるのだろうかということだと思つております。それによつてPKOに

自衛隊を出し、そしてまたテロ対策特別措置法によつて自衛隊を出しているわけござります。

ですから、そこで、その中で、そういう条件の中で活動するということですから、そういう意味におきましては地理的な概念というのではないんだろうと思います。PKO法も、これはどこでも

周辺事態法でテロ特措法みたいなことができな

いがという御議論もございましたが、そういう話

をいたしますと、周辺といふものが無限定に広

がつてしまふ、どこまでも周辺周辺ということになつてしまふ。それではやはり駄目なので、テロ

対策特別措置法と新たな立法をいたしまして御審議をいただいておる、私どもはそのように考えておるところでござります。

○國務大臣(福田康夫君) そもそも我が国の自衛隊の活動というのは国際社会の平和と安定に資するものと、こういう基本的な考え方、そしてその活動は憲法の範囲内と、こういうことになつております。

ですから、そこで、その中で、そういう条件の中で活動するということですから、そういう意味におきましては地理的な概念というのではないんだろ

うと思います。PKO法も、これはどこでも

周辺事態法でテロ特措法みたいなことができな

いがという御議論もございましたが、そういう話

を行つておるわけでございます。

指摘でございますが、そのことと我が国がどのような国際的な責任を果たすべきか、そのためには、このときは我が国周辺からまた更に出ました。それを行つておるわけでございます。

そこで、地理的概念というものが広がつておる。そういうふうなおしかりでござりますけれども、御

え方を、どこまでどういう考え方で自衛隊の行動というのはここまでなんだと、そしてまた自衛隊の行動個別の、個別の考え方、個別の法律を作つて、その法律はこうでござりますからという形で今までの対応はやつてきたと、こういう感じを私は持っています。

防衛庁長官、何か御意見がございますなら、どうぞ。

○國務大臣(石破茂君) それは、じゃ一くくりにして国際貢献基本法とか、国際責務履行基本法とか、そういう法律を作れば、あるいはそういうことは可能なかもしません。ただ、そういう法律はございませんので、それぞれの立法で今対応をいたしております。

ただ、そこにおいてはつきりしておりますのは、我が国は海外において武力の行使というものは一般的に行わないのだとということ、そして国際的な平和を確立するために、そしてそれを維持するために、武力の行使といふことは行わないけれども、自衛隊としてできる限りのことはするのだということで、それはすべて一貫をしておるはずでござります。

○平野達男君 それじゃ、例えばテロ特措法が制定されました。このときの議論を今としてもしようがないかもしれませんのが、これはもう御承知のように、アメリカは自衛権の発動をしたということです、国連は武力行使非難決議は出されたけれども、武力行使容認決議は出していない。その中で、テロ特措法を作つて、輸送はやりましょうということで決めました。

じゃ、あれを踏まえたら、あのアメリカでもう一度同じような事件、どこかの別な組織がアメリカにテロ攻撃を仕掛けたという事態が生じたときに、アメリカがそれに對してまた自衛権の発動をして軍隊を出させたと。じゃ、日本はそれに対しで自衛隊を派遣するんだろうかという、そういう

え方を、どこまでどういう考え方で自衛隊の行動
というのはここまでなんだと、そしてまた自衛隊
というのはここ以上行かないんだという、憲法と
は別な、要するに基本法的な考え方です。この基
本法的な考え方がどこにもないわけです。そして
個別の、個別の考え方、個別の法律を作つて、そ
の法律はこうでございますからという形で今まで
の対応はやつてきたと こういう感じを私は持つ
ています。

防衛庁長官、何か御意見がござりますなら、ど
うぞ。

問題が突き付けられたとして、このときに、テロ特措法といふのは一つの事例を作ったというふうに、これは防衛庁長官、判断されますか、先例となるかどうかという話です。

とになりますと、これは三原則ということで、急追不正、それから他に手段がない、それから何でしたつけ、必要最小限度ですか、という、そういうふた考え方でやりますよということで言つてゐるんですが、じゃ、しかばだれがこの武力行使をすることを決断するのかというのは、これは自衛隊法の中ではどこで規定されているんでしようか。これ八十八条の中に第一項で、防衛出動を出された場合、自衛隊は武力を行使ができると書いています。これはもう当たり前の規定なんです。だけれども、だれがどういう判断で、どういう判断というのは、恐らくこれはもうすぐ三原則という話

使ができるということになるわけです。○平野達男君 ですから、だれが判断するんですかとお聞きしているんです。待つてください、それ答えられないですか、防衛長官。それ、問題じやないですか、そんなの、防衛出動とやって、だれが武力行使するかといふ決断ができないなんて、すぐできないなんて問題ですよ、それ。

○國務大臣(石破茂君) それは、結局のところだれの判断なのか、まさか一人一人の隊員の判断ということはあり得ないわけでございます。それをどういう形でどうがやるかということです、が、

ことは既に引く挂かりを貰えますし、それその場で判断することあるんです。あるんですが、それが一気に憲法の範囲内という言葉じゃなくて、その一歩手前で、自衛隊の範囲、行動範囲というのはこういう考え方で決めますよ、ここまで限定されるんですよというような基本法みたいな制定というのは、やはりこれは制定必要じゃないかといふうのは、私は思つてます。ふうに私は思つてます。

それで、ちょっと自衛権の、今度は自衛隊の、自衛権の発動としての武力の行使という話にちょっと入っていきますが、これは自衛隊法の中で、まず七十六条で防衛出動というのが命令されます。しかし、防衛出動即ち武力の行使じゃないよといふうに、これはもう石破長官が何回も説明されてます。

いや、武力行使は何でやるんだろうかというこ

○平野達男君　いや、そうしますと、内閣が決め
るということですか。今のお答えは。
今、私の質問は、防衛出動を受けましたと、自
衛隊が現地に行きますね。ここで武力行使を始め
るか、その決断はだれがやるんですかというのを
お聞きしているんです。それが今、自衛隊法の中
でどういう、どこに規定されているんですかとい
うのをお聞きしているんです。
○國務大臣(石破茂君)　まず、委員御指摘のよう
に、防衛出動下令といふことは、すなはち武力を
行使してよいということにはなりません。防衛隊
出動下令をいたしまして、そしてその場で、それ
ぞの陸海空どこだか分かりませんが、そこで自
衛権行使の三要件が充足をされた場合に武力の行

○平野達男君 全く分かりません、そんな答弁ぢや。
武力を、自衛隊が防衛出動を命令されて現地へ行つて、どうやつて判断するんですか。そんなルール・オブ・エンゲージメントとか、そんな話で自衛隊が動けるわけないぢやないですか。だから、それはそういった状況の中で、それはケース・バイ・ケースはあるでしょう。だれがどういう形で判断しているか、そのルールみたいなものはあるんですか。それは、その根拠は自衛隊法のどこにあるんですかというのをお聞きしているんですね。肝心な部分ぢやないですか、これは。

○國務大臣(石破茂君) いや、私は、ルール・オブ・エンゲージメントがそんなにい加減なものだとは思つておりません。それは、それをきちんと

我が国として主体的に行つたものでござります。先例となるかならないかということは、それはそのときになつてみなければ分かりません。私どもが国際的な責務を果たすときにはどういうことが必要か、そういうときにどういうような状況が起つておるか、そのときのそそのきで判断をするもので、先例という言葉はなかなか該当しないのではないかと思います。そういうような先例があるべきだとも思いません。

○平野達男君 分かりました。

私は、その場その場で判断をするという

に戻つてくるんでしょうか、だれがそれを判断するのかといふことが、これはちょっと不明確じゃないかと思うんですが、これは石破長官、防衛庁長官はこれどのように思つておられますか。

○國務大臣(石破茂君) それは武力攻撃、防衛に出動を出すかどうか、下令するかどうかということでも含めまして、事態対処基本方針の中で決められるということになるわけでございます。

ですから、そういういろいろな事態を踏まえまして、防衛出動を出すか出さないか、それも含めまして事態対処の方針を定めるわけでござい

す、いいですか、防衛出動を下令をする、そしてそれが可能になる。そこで、どういう形で相手方からの三要件を満たしたようなことが起こるかといふことで、どのレベルでそれを決めるのかといふのは、それがまさしくルール・オブ・エンゲージメントの世界になるわけでございます。そこは、だれがどのように決めるかということが答えられないとは何事だというおしゃりでございますが、それはまさしくルール・オブ・エンゲージメントをどのように定めていくか、それが文民統制の中におけるルール・オブ・エンゲージメントの意味

え方を、どこまでどういう考え方で、自衛隊の行動
というのはここまでなんだと、そしてまた自衛隊
というのはここ以上行かないんだという、憲法と
は別な、要するに基本法的な考え方です。この基
本法的な考え方がどこにもないわけです。そして
個別の、個別の考え方、個別の法律を作つて、そ
の法律はこうでございますからという形で今まで
の対応はやつてきたと、こういう感じを私は持つ
ています。

防衛庁長官、何か御意見がござりますなら、ど
うぞ。

○國務大臣(石破茂君) 御案内のように、テロ特
措法は国連決議に基づくと、こういうことになつ
ております。仮にアメリカがどこからか攻撃を受けたとする、同じようなことが起こつたとする、そ
の場合に国連決議があるのかないのか、そういう
うことにはなりましようよ。しかしながら、それ
は我が国が集団的自衛権行使してということであ
る問題が突き付けられたとして、このときに、テロ特
措法というのは一つの事例を作つたというふうに、これは防衛庁長官、判断されますか、先例となるかどうかという話です。

とになりますと、これは三原則ということで、急追不正、それから他に手段がない、それから何でしたつけ、必要最小限度ですか、という、そういう一つの考え方でやりますよということで言っているんです。ですが、じゃ、しかばだれがこの武力行使をすることを決断するのかということは、これは自衛隊法の中ではどこで規定されているんでしょうか。これ八十八条の中に第一項で、防衛出動を出された場合、自衛隊は武力を行使ができると書いていてます。これはもう当たり前の規定なんです。だけれども、だれがどういう判断で、どういう判断と

使ができるということになるわけでござります。
○平野達男君 ですから、だれが判断するんです
かとお聞きしているんです。
待つてください、それ答えられないですか、防
衛庁長官。それ、問題じやないですか、そんなんの、
防衛出動とやつて、だれが武力行使するかといふ
決断ができないなんて、すぐできないなんて問題は
ですよ、それ。
○國務大臣(石破茂君) それは、結局のところだ
れの判断なのか、まさか一人一人の隊員の判断と
いうことはあり得ないわけでございます。それを

と定めませんと、まさしく委員がおっしゃるよう
に、だれの責任で何が決まるんだということが
はつきりいたしません。

つまり、その場合に何が起こっているか、基本的には防衛庁長官がということになりますが、じや九州で、じや北海道で、じや青森で何が起こっているのかということを、すべてすべて上げてきて、じやよしと、武力の行使をしてよろしいということになるのか、それともルール・オブ・エンゲージメントというものを定めて、どの者がどの範囲においてそれを判断するか、それがルール・オブ・エンゲージメントのお話になるわけでございます。

いう御議論もございました。しかしながら、このR.O.E.というものを定めませんと、まさしく委員会がおつしやるよう、どこでだれが何をやるのかさっぱり分からぬということになります。そういうことをそれぞれの場においてきちんと定めるということを今検討中というところでございます。

○平野達男君 これは、私、今初めて聞いて、本当に当かななどいう感じがちょっとしました。つまり、そういうことが今検討中という話ですね。防衛出動を命ずるというのは、これはルールとしてできているわけです。これは、総理大臣がそれは出します、出したとして、そして自衛隊が現地に行く。自衛隊は現地の状況を一番分かるわけですが、場合によつては、敵がどういう、すぐそばに来ているかもしない、そういうとき、武力攻撃に、向

いて何をやるかということをきちんと定めているわけです。最高司令官から始まりまして、今年入つた兵隊さんに至るまで、それぞれのROEといふものを見定めておかないと、勝手にばらばらみんなが勝手なことをやつてしまつたらば、それは軍として成り立たない。だから、ROEというものを定めることが何よりも大切なことだということを少なくとも与党では議論をいたしてまいりました。そのことが、ROEをきちんと定める、そのことも併せてこの私たちの自衛隊というものを文民統制をする上において大事なことなのでござります。ROEをきちんと定めなければいけないと、いうことは安全保障においては当然常識として議論されておることでござります。

○平野達男君 私は、憲法違反かどうかとか、そんな議論するつもりありません。防衛出動された自衛隊がどういうふうに行動するか。R.O.E.とかなんとか、私は防衛問題については詳しくあります。せんが、私が自衛隊員になつてその現地へ行つて、どういうふうなときに応戦すればいいか、そのルールがもし決まっていなかつたとすれば、怖くて防衛出動なんか出せないじゃないですか。じゃ、何でこんな法律出すんですか、こんな訳の分からぬ法律、このR.O.E.の中で。それが最大の問題だつたら、このプログラムの中にそれを規定しないと駄目じゃないですか、これは。

そういう問題を隠しておいて、愚しておひかて、サスとなり、今努力をしておるところでございます。

そこで、これらの三要件は、第三の要件であるところのこの必要最小限の実力行使にとどまるべきことということになつておりまして、じや自衛権を發動した後どのようにするんだということもこれは含んでおることに相なるわけでございます。ですから、最初に要件が満たされていればそれでもう十分だと、あとは何をやつてもよろしい

ということには、これはなりません。これは、日本の場合には相手をせん滅するまでということではなくて、必要最小限になるということです」といいます。

○平野達男君 概念そのものは聞いていない。

○国務大臣(石破茂君) いや、ですから、私どもがずっと議論をしておりますのは、このROEというものをきちんと定めなければそういうことが

じですか。

として、次の問題行きません、まず、じゃその答え、ちょっとお答えください。

○国務大臣(石破茂君) それは、委員、ROEという言葉自体は御存じいらっしゃいますか。概念そのものは御存じですか。概念そのものを御存じですか。

措法において、いろいろなその都度その都度R.O.E.というものは定めてまいります。そうでなければだれが何やっていいかさっぱり分かりませんから。しかし、それを全体的にR.O.E.という形で作つていく、それは実は物すごく膨大な作業なのでござります。なぜやつてこなかつたかと言われれば、それは怠慢だとおしかりをいただけば、先ほどの舛添委員のお話ではございませんが、それはそういうことになります。しかし、R.O.E.そのものを作ることは憲法違反だと、そういう議論をすらあつたわけです。そういうR.O.E.そのものを

いうふうに私は承知をいたしております。隠しておるものでも何もなく、国会においてそういうものの定めることは大事だという御議論も賜つておるところでございます。

したがつて、こんなでたらめなということを自由党の方から言われますと、大変、どういうことかなというふうにも思います。私ども、でたらめな法律を出しておるわけではありません。これは、どういう場合に武力攻撃予測事態となり、武力攻撃事態となり、政府全体として国民の避難も併せてどういうよう対処方針を作るかという

起くるではないかと。そういうものを諸外国の軍隊というのは全部定めておつて、いつ、だれが、どういう状況になつたば、だれがどの責任にお

サスとなり、今努力をしておるところでございま
す。

いて何をやるかということをきちんと定めているわけです。最高司令官から始まりまして、今年入つた兵隊さん年至るまで、それぞれのROEといふものを定めておかないと、勝手にはばらまんなんが勝手なことをやつてしまつたらば、それは軍として成り立たない。だから、ROEといふものを定めることが何よりも大切なことだということを少なくとも与党では議論をいたしてまいりました。そのことが、ROEをきちんと定める、そのことも併せてこの私たちの自衛隊というものを文民統制をする上において大事なことなのでございまして。このことによってまずいれば、

○平野義民君 その常識をやつてこなかつたとハ
論されておることでござります。

このRCCEの中で、それが最大の問題だったら、このプログラムの中にそれを規定しないと駄目じゃないですか、これは。そういう問題を隠しておいて、隠しておひいて、

ことですね、それじや、そうしたら。今のお話では。(憲法上作れないことになっているんだよ」と呼ぶ者あり) それは、作れない理由といふ

隠しているとは言いません、隠しているとは言いません。だけれども、今、石破長官も、そういう問題がやると言つてはいるわけですね。この法律の問題

のは何でなんですか。やつてこなかつた理由というのは、逆に。
○國務大臣(石破茂君) そのルール・オブ・エンゲージメントって何だという議論そのものがなかつたことが大変な問題なんだろうと思っています、実は私どもは。そういうことをそれぞれの場において、例えばPKOにおいて、例えばテロ

中でこれ出しておいて、じゃ、それはいつまでにやるんですか、そうしたら、それは。
○國務大臣（石破茂君） こういう問題があるということは、少なくとも随分と安全保障委員会では議論をされておることでございまます。参議院においても、外務委員会におきましても、R.O.Eの必要性というのは随分と議論をされておると

措法において、いろいろなその都度その都度ROEというものは定めてまいります。そうでなければ、だれが何やっていいかさっぱり分かりませんから。しかし、それを全体的にROEという形で作つ

いうふうに私は承知をいたしております。隠しておるものでも何もなく、国会においてそういうもののを定めることは大事だという御議論も賜つておるところですぞ。

していく、それは実は物すごく膨大な作業なのでございます。なぜやつてこなかつたかと言わればそれは怠慢だとおしかりをいただけば、先ほどの舛添委員のお話ではございませんが、それはそういうことになりましよう。しかし、R.O.E.そのものを作ることは憲法違反だと、そういう議論すらあつたわけです。そういうR.O.E.そのものを

したがつて、こんなでたらめなということを自由の方から言われますと、大変、どういうことかなというふうにも思いますが、私ども、でたらめな法律を出しておるわけではございません。これは、どういう場合に武力攻撃予測事態となり、武力攻撃事態となり、政府全体として国民の避難も併せてどういうよう対処方針を作るかという

ことを作った法律でございます。

当然のことだと思いますが、ROEそのものは法律ではございません。これは行動基準というべきものでありまして、法律という形で国会の御審議をいただくものではございません。なぜならば、この場合にだれがどのような判断をしてどのように行動するかということは明らかにすべきものではないからであります。そういうことを全部オーブンにしておるような国は世界じゅうどこにもございません。こういう場合にだれがどのようにやっているかということは、もちろん一部オープンになっているものもございますよ、しかし、それはほんどの場合において大ざしておる。それは軍事方

理性からいって当然のことなのでござります。
○平野達男君　じゃ、それは内部的には持つて
いるというふうに、じゃ理解しておきましょう。そ
うでないと防衛出動された自衛隊というのがもう
行動できませんから。

それから 私は こんなむちやくちやなどと 言ふたのは、それは取り消させてもらいます。それは、ただ、言つた意味は、防衛出動された自衛隊が行動できない、これは有事の法律ですから、これは即応するような態勢になつていなくちや、ための法律ですよね、即応するための。その中で、防衛出動された自衛隊がどういう形で応戦するんだとかしいということを言ひたかつただけです。

○委員長(山崎正昭君) 守屋防衛局長、補足をひとつ。

○平野達男君 はい、どうぞ。

○政府参考人(守屋武昌君) 今、先生御指摘のは、現場で実際に戦闘行為を行う自衛官が……(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 静かに。

○政府参考人(守屋武昌君) 国民の権利が不當に侵害されることのないよう、あるいは武力行使に当たつてためらうことと、その基準がないと大変不安じゃないかという御指摘でございまして、武力の行使というものについてどうなつてい

るかという御質問で、基準についてどうなつていて
るかという御質問であると理解しておりますけれど
ども、自衛隊の行うその武力の行使は、自衛権發
動の三要件と自衛隊法の八十八条という法的約
束の下に行われるものでございまして、指揮命令系統
に従つて個々の戦闘行為が行われることにより
適切になさるものと考えております。

は、これは、事態に応じ合理的に必要と判断された
る限度を超えてはならない、それから国際法規を
遵守しなければならないと、こういうことが決め
られているわけでございますが、これは、自衛隊
を、こういう二つの原則につきましては、教育を
通じて国際法を習得させ、必要な訓練を通じて技
能の向上を図るとともに、先ほど大臣から申し上
げましたように、部隊行動基準を定めることによ
りまして武力の行使が適切に行われるよう努めて
いるところでございます。

○平野達男君 次の質問に移ります。
三原則の中に、自衛隊の自衛権の発動としての
武力の行使、三原則、先ほど来言っています。我
が国に対する急迫不正の侵害があること、これを
排除するために他の適当な手段がないこと、必要
最小限度の実力行使にとどめるべきことというふ

うに三つ並べてありますけれども、これをやや分析的に見ますと、一番目と二番目は、いわゆる発動していいかどうかという基準、三番目は、必要最小限度ですから、発動するに当たってのその限度のことなどで、この三つが並べてあるようないります。

そこで、まず第一点目ですけれども、急迫不正というのには、これは具体的にどういう意味を指しているんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これはまさしく読んで字のごとしであって、急迫不正です。

○平野達男君 大分、石破長官もつかきたみた
いですから、この質問はこれでいいです。
それじゃ、必要最小限度のこの範囲、この考え方
方ですが、これは、前から言いまして、いるように、

何回も議論になつていますが、まず、これは私ど

もは、我が国は、先制攻撃というのはこれはないんだと、ないんだけれども、一度向こうが武力攻撃を仕掛けってきた、その事実があつて、その後それが誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのは憲法の趣旨ではないということと、これは憲法上認められている、つ

まり、敵地をたたく能力も場合によつたら持てますよ」というふうに、これはもう石破長官が何回も言つているとおりですね。憲法上これは違反ではないというふうに言つておるんですけど、これはこういう理解でよろしいんですね。

○國務大臣(石破茂君) 持てるということと持つということは別の判断でござります。それは、法律上可能であれば憲法上持つことも可能でございましょう。

私どもは、現在それを持つという意思がないということです」といいます。

○平野達男君 憲法上は持つ、持てる可能性があると。完全に、今、出す、持つていていうふうな断言は多分されなかつたと思うんですが、ますますうに取りましよう。

この国は専守防衛ということで、例えば敵地をたたく、これは何というんですか、空対地能力といふんですか、よく分かりませんが、自衛隊が行って、向こうにミサイルを発射して、向こうの陣地をたたく、こういうやつの能力を何と言うのか分かりませんが、こういつた武器はたしか今のが

國では保有していないというふうに聞きました。保有していない理由というのは、これは、経済的な問題なのか、そこまで武力をしておったからでは大変だという話なのか、それとも他国に対する配慮なのか、それから日米同盟、日米安全保障条約があつて、それにぬだねるから大丈夫という判断なのか、これはどういう考え方で今立っておるんでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) それは、自衛権発動三要

件のうちの、ほかの手段が認められなハ、私ども

は日米安全保障条約によってほかの手段といつも持つておるわけでございます。したがいまして、現在のところ、それを持つていう必要性がないということかと存じます。

○國務大臣（石破茂君） それは、ほかの手段がありません
るということでございまして、現在の場合は日米
安全保障条約のほかにこれはございません。
経済的な理由なのかと言われますと、これは高
くて高くてというようなことかと言えば、そうい
うわけでもございませんが、以前、外交防衛委員会
でもお答えをいたしましたが、仮にそういうう
な能力を持つといったら、今の私どもの装
備体系といふものを根本から見直すことになりま
す。バスやトラックを買つてくるわけじゃありま
す。

せんので、注文してすぐ届くというものでもございません。これは大変なお金も掛かりますし、太変にほかのものにも影響を及ぼします。

しかし、それが第一の理由だというわけではございませんで、理由は、日米安全保障条約、つまりほかに手段があることというのを私どもは今す

足しておるからということになろうかと存じます。
○平野達男君 分かりました。

うのは、よく考えると二つあるのかなと。
一つは、とにかく向こうが攻撃してこないのに、
こっちから攻撃すると。それから、もう一つの概念
というか見方とすれば、向こうに行つて、相手陣地
に行つてそれを攻撃するという、この二つの
概念があるかと思います。

ですが、私がちょっと今懸念してるのは、相手陣地に行つて相手の陣地を要するにたくということが概念としてちょっとと広がってきつたものではないかという、若干、ちょっと抽象的な言い方になるかもしれません。

この今回の先制攻撃ということが出てきたことによって、日本の防衛の考え方、特に敵地をたたくことの今までの考え方について、これを否定、日米安保に、日米安保条約があるというお話をだつたんですが、これに対しての影響というのは、これは、防衛庁長官、ありませんか。

○国務大臣(石破茂君) それは、私は何らないのだと思つております。

私どもは、先制攻撃というものはしないということは再三申し上げておるとおりでございまし

て、これは武力攻撃の着手、つまり我が国に対する急迫不正の侵害があつたというふうに評価をされなければ自衛権の行使としての武力行使はできません。したがいまして、先制攻撃という言葉は我が国の現在の概念の中には全くないものでござります。

○平野達男君 それでは、研究をされているといふうこと、いわゆる敵地攻撃のことを研究されているというような発言が前にあつたような気がするんですが、それは今されてるといふことです。

○国務大臣(石破茂君) それは、例えて言えば、いろんな御議論が世の中にはあります。例えば御党の今回の安全保障基本法によれば、自衛権の行使としての、「自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に対して直接の武力攻撃があつた場合及び我が国周辺の地域においてそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合」と、こういうふうに書いてあります。

ですから、例えば御党の基本方針によれば、それは我が国に対する武力攻撃があつた場合だけではなくて、おそれがある場合も武力の行使ができるのだというのが御党のお立場でございましょ

う。それは先制攻撃ということになるのかならないのか、私よく理解ができませんが、そういうような概念もあるわけです。

いろんなお考えがありますが、私どもとしては、政府としては、自由党のような立場は取つていなさいということでございます。

しかしながら、じゃ、法理論上そういうことがあり得る、法理上はあり得るとしたときに、では持つべきだという議論があつたときに、先ほど申し上げましたように、それじゃ、もうすぐお金を出せばそんなものが入るのか、そんなことはございません。これは大変な時間が掛かります。大変な訓練が要ります。そして大変な労力というものが必要なのであって、そういう場合にどうなのだと。

私どもが取つておる政策というものがいかに正しいのかということは、逆に申し上げれば、いかに国民の平和と安全、国家の独立というものを守るのに正しいのかということの検証は必要だといふことでございます。その検証なしに盲目的にこのままでいいのだということではありません。

私どもは、政策を変えるとかそういうなことを申し上げているわけではなくて、常にこれで國の独立と安全、国民の幸せ、これが保たれるん

だという検証は行っていく責任があるということを申し上げておるわけでございます。

○平野達男君 私は、いすれ日本の防衛というのを前提にして、専守防衛ということで、来たは、やつぱり日米安保、これは絶対放せないと。それを前提にして、専守防衛ということ、それらたたきますよということ、それにやつぱり専念すべきだという意味においては石破長官と全く同じだと思います。

それで、じゃ、今日、石破長官はいろんな答弁されていましたけれども、その答弁の中で、いわゆる非対称的双務条約ということを言われましたけれども、この概念も私は非常に賛成です。

そして、日米安保条約があつて日本は何もしていないんじゃないかというふうに言われますけれども、本当にしているんです。最大にしているの